

社 会 福 祉 の 概 要

令 和 7 年 度

岩国市福祉部

(福祉事務所)

はじめに

少子・高齢化の進行や、家族形態や生活様式の変化などにより、市民の社会福祉行政に対する関心が高まっています。

本市は、住民にとって最も身近な行政としての自覚をもって、福祉の諸施策を着実に実行し、誰もが安心して生活を送ることのできる社会の実現を目指しています。

こうしたことから、「岩国市地域福祉計画」を平成 27 年 7 月に策定し、岩国市全域で地域福祉を推進してきました。また、時代に沿った計画の見直しとして、「岩国市地域福祉計画（第四次）」を令和 3 年 3 月に策定し、「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」の実現を目指し、地域住民・団体などが主体となり、地域における社会福祉を推進していく取組を指針としております。

また、令和 6 年 3 月には、「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画）」、「岩国市障害者計画（障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画）」を策定し、それらを基本として、高齢者や障害者が生きがいをもって、自立し、安心して生活できるよう、各福祉施策を展開してまいります。

さらに、令和 7 年 3 月に策定した「岩国市こども計画」に基づき、こどもが健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活を送るための支援や環境づくりの推進に努めてまいります。

このような社会福祉事業の内容を市民の皆様にご覧いただき、行政と市民が協働して、よりよい福祉施策の実施に役立てるため、本市の社会福祉の現状を「社会福祉の概要」令和 7 年度版として作成いたしましたので、御活用ください。

本市といたしましては、今後も、市民の皆様とともに、本市に住む全ての人々が尊厳を持ち安心して生き生きと暮らせる社会づくりに取り組んでまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 7 年 8 月

岩国市福祉部（福祉事務所）

目 次

概況

1	岩国市の概況	1
2	岩国市の人口、世帯数、面積、主な山岳、主な河川	1
3	本庁・総合支所・支所の所在地及び代表電話番号	1
4	福祉部（福祉政策課、生活支援課、障害者支援課、高齢者支援課、こども家庭課、保育幼稚園課）の主な事務	2
5	総合支所・支所の福祉担当課	3
6	令和7年度社会福祉事業関係当初予算（歳出）	4

地域福祉

1	岩国市地域福祉計画	5
2	岩国市社会福祉協議会	5
3	地域の福祉活動に取り組む団体	5
4	成年後見制度利用促進事業	6
5	再犯防止活動の推進	6

援護関係 献血推進 民生委員・児童委員 災害弔慰金 災害障害見舞金 災害見舞金

1	援護関係	7
2	献血推進事業	7
3	民生委員・児童委員	7
4	災害弔慰金、災害見舞金等	8

生活保護

1	生活保護制度の概略	10
2	生活扶助基準額の状況	11
3	保護の状況	11

生活困窮者への自立支援

1	生活困窮者自立支援制度の概要	15
	（1）生活困窮者自立相談支援事業	15
	（2）生活困窮者住居確保給付金	15
	（3）支援会議	15
	（4）生活困窮者就労準備支援事業	16
	（5）生活困窮者家計改善支援事業	16
	（6）子どもの学習・生活支援事業	16

行旅病人・死亡人の取扱

1	行旅病人・死亡人及び行旅困窮者の取扱	17
---	--------------------	----

障害者（児）福祉

1	障害者（児）福祉の概要	18
2	身体障害者（児）福祉について	18
	（1）身体障害者手帳の交付状況	19
	（2）身体障害者（児）福祉タクシー料金助成事業	20
	（3）重度障害者渡船料助成事業	21
	（4）こどもの発達支援体制整備事業（あいあいサークル）	21
	（5）身体障害者相談員設置事業	21
	（6）特別障害者手当支給事業	21
	（7）障害児福祉手当支給事業	21
	（8）福祉手当支給事業	22

	(9) 心身障害児福祉手当支給事業	22
	(10) 心身障害者扶養共済制度補助金	22
	(11) 在日外国人等障害者福祉給付金支給事業	22
	(12) 特別児童扶養手当支給事業	23
	(13) バス優待乗車証（障害）交付事業	23
	(14) 重度心身障害者医療費の助成	23
	(15) 車いす貸出事業	24
	(16) 災害時要援護者避難支援事業	24
	(17) その他	24
3	知的障害者福祉について	24
	(1) 療育手帳の交付状況	25
	(2) 福祉タクシー料金助成事業	25
	(3) 渡船料助成事業	26
	(4) 知的障害者相談員設置事業	26
	(5) バス優待乗車証（障害）交付事業	26
4	精神障害者福祉について	26
	(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	26
	(2) 福祉タクシー料金助成事業	27
	(3) 渡船料助成事業	27
	(4) バス優待乗車証（障害）交付事業	27
5	障害者総合支援法について	28
	(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）	28
	(2) 重度訪問介護	28
	(3) 同行援護	28
	(4) 療養介護	29
	(5) 生活介護	29
	(6) 短期入所（ショートステイ）	29
	(7) 施設入所支援	29
	(8) 共同生活援助（グループホーム）	30
	(9) 自立訓練（機能訓練）	30
	(10) 自立訓練（生活訓練）	30
	(11) 宿泊型自立訓練	31
	(12) 就労移行支援	31
	(13) 就労継続支援A型	31
	(14) 就労継続支援B型	31
	(15) 就労定着支援	32
	(16) 計画相談支援給付費（障害者総合支援法）	32
	(17) 地域移行支援	32
	(18) 地域定着支援	32
	(19) 補装具給付費（購入・修理）	32
	(20) 自立支援医療（更生医療）	33
	(21) 自立支援医療（育成医療）	34
	(22) 自立支援医療（精神通院医療）	34
	(23) 基幹相談支援センター	35
	(24) 障害者相談支援事業	35
	(25) 手話通訳者等派遣事業	35
	(26) 手話奉仕員養成事業	36
	(27) 手話通訳者等設置事業	36
	(28) 要約筆記者等派遣事業	36
	(29) 要約筆記者養成事業	37
	(30) 日常生活用具給付等事業	37
	(31) おむつ給付事業	38
	(32) 移動支援事業	38
	(33) 地域活動支援センター	38
	(34) 日中一時支援事業	39
	(35) 自動車運転免許取得、改造助成事業	39
	(36) 心身障害者福祉啓発事業	39
	(37) 点訳奉仕員養成事業	40

(38) 岩国市療育センター	40
(39) 成年後見制度利用支援事業	40
(40) 理解促進研修・啓発事業	41
(41) 障害者（児）通園助成事業	41
(42) 訪問入浴サービス事業	41
(43) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	41
(44) 障害者就労支援サポート事業	42
(45) 自発的活動支援事業	42
(46) 障害者地域生活継続・移行支援事業	42

高齢者福祉

1	高齢者の状況	43
	(1) 高齢者人口	43
	(2) 地区別高齢者人口	43
2	養護老人ホーム	44
3	高齢者福祉	44
	(1) 緊急通報システム整備事業	44
	(2) 生活支援ハウス運営事業	44
	(3) 地域生活支援短期宿泊サービス事業	44
	(4) 老人クラブ育成	45
	(5) 渡船料助成事業（旧岩国市のみ）	45
	(6) 高齢者等優待乗車証交付事業	45
	(7) 錦川清流線運賃助成事業	45
	(8) 柱島航路運賃助成事業	46
	(9) 敬老行事	46
	(10) 日常生活用具給付事業	46
	(11) 高齢者はり・きゅう助成事業	46
	(12) 高齢者活き行きサポート事業（タクシー料金助成事業）	46
	(13) あんしん情報カプセル交付事業	47
	(14) 高齢者補聴器購入費助成事業	47
	(15) 災害時要援護者避難支援事業	47

児童福祉

1	児童福祉の概略	48
2	児童手当	48
3	保育園・幼保連携型認定こども園	49
4	こども相談室	51
5	こども館	51
6	児童館	51
7	放課後児童教室	52
8	ことば・きこえの教室（幼児部）	53
9	乳幼児医療費助成制度	54
10	こども医療費助成制度	54
11	岩国市太陽の家	54
12	障害児通所支援	55
13	子育て短期支援事業	55
14	地域子育て支援センター拠点事業	56

ひとり親及び寡婦福祉

1	ひとり親及び寡婦福祉の概要	57
2	児童扶養手当	57
3	母子父子寡婦福祉資金の貸付	57
4	母子父子自立支援員	57
5	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	58
6	ひとり親家庭等医療費助成制度	59

母子保健

1	母子保健の概要	60
---	---------	----

2	妊娠届出及び母子健康手帳交付・・・・・・・・・・・・・・・・	60
3	妊婦・多胎妊婦健康診査、産婦健康診査・・・・・・・・	60
4	妊婦等包括相談支援と妊婦のための支援給付金・・・・・・・・	60
5	子育て支援ヘルパーの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・	61
6	産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・	61
7	乳幼児健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・	61
8	個別保健指導事業（相談、訪問）・・・・・・・・	62
9	集団母子保健指導事業（教室、乳幼児学級）・・・・・・・・	62
10	母子保健推進員・・・・・・・・・・・・・・・・	63
11	不妊・不育治療支援事業・・・・・・・・	63
12	発達相談・・・・・・・・	63
13	思春期保健対策・・・・・・・・	63
14	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）・・・・・・	63
15	未熟児養育医療給付事業・・・・・・・・	64
16	新生児聴覚検査助成事業・・・・・・・・	64

介護保険

1	要支援・要介護認定者の状況・・・・・・・・	65
2	介護保険サービスの利用者負担・・・・・・・・	65
3	介護保険で利用できるサービスの内容、利用状況等・・・・・・・・	66
	（1）居宅介護支援・介護予防支援・・・・・・・・	66
	（2）居宅サービス・介護予防サービス・・・・・・・・	66
	（3）施設サービス・・・・・・・・	69
	（4）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス・・・・・・	69
	（5）その他・・・・・・・・	71
4	地域包括支援センター・・・・・・・・	74
5	地域支援事業・・・・・・・・	74
	（1）介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・	74
	（2）包括的支援事業・・・・・・・・	76
	（3）任意事業・・・・・・・・	77
6	介護人材の確保・・・・・・・・	78
	（1）介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給事業・・・・・・	78
	（2）介護福祉士就職支援給付金支給事業・・・・・・・・	78
	（3）介護職就職支援給付金支給事業・・・・・・・・	78
7	介護保険の被保険者と介護保険料・・・・・・・・	78
	（1）第1号被保険者・・・・・・・・	78
	（2）第2号被保険者の保険料の計算方法と支払い方法・・・・・・	78
8	介護保険サービス提供事業所の種類と内容・・・・・・・・	80

概 況

1. 岩国市の概況

平成 18 年 3 月 20 日に、旧 岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町が合併し、新「岩国市」が誕生いたしました。

岩国市は山口県東部に位置し、広島県、島根県に接しており、面積は山口県全体の約 14% を占めています。

内陸部には、山口県内最高峰の寂地山などの山々を背に、山地や林野が広がり、その中を、山口県内最長を誇る錦川をはじめとする河川が清らかな水をたたえて流れ、美しい景観を形づくり、豊かな自然に恵まれた地域が広がっています。また、臨海部は穏やかな瀬戸内海に面し、瀬戸内工業地域の一翼を担う工業都市として発展を続けています。

岩国市では、「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」をまちづくりの将来像に掲げ、福祉関係では「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念として具体的施策を進めています。

2. 岩国市の人口、世帯数、面積、主な山岳、主な河川

(1) 人 口 123,402 人（県内の約 10%） 男 58,787 人 女 64,615 人

(2) 世 帯 数 64,434 世帯（県内の約 10%） 1 世帯あたりの人員約 1.9 人

※令和 7 年 6 月 1 日現在

(3) 面 積 873.67 km²（県内の約 14%） 耕地面積 2,590ha 林野面積 71,180ha

(4) 主な山岳 寂 地 山 標高 1,337m（県内第 1 位）

右 谷 山 標高 1,234m（県内第 2 位）

小五郎山 標高 1,162m（県内第 3 位）

(5) 主な河川 錦 川 流域面積 884.9 km²（二級河川）

小 瀬 川 流域面積 342.0 km²（一級河川）

由 宇 川 流域面積 57.8 km²（二級河川）

島 田 川 流域面積 269.5 km²（二級河川）

3. 本庁・総合支所・支所の所在地及び代表電話番号

岩国市役所（本庁）	今津町一丁目 14 番 51 号	TEL 29-5000
岩国市由宇総合支所	由宇町中央一丁目 1 番 10 号	TEL 63-1111
岩国市周東総合支所	周東町下久原 1208 番地 1	TEL 84-1111
岩国市玖珂支所	玖珂町 4933 番地 2	TEL 82-2511
岩国市錦総合支所	錦町広瀬 12 番地 8	TEL 72-2111
岩国市美川支所	美川町四馬神 1057 番地	TEL 76-0311
岩国市美和総合支所	美和町生見 12126 番地	TEL 96-1111
岩国市本郷支所	本郷町本郷 2082 番地 1	TEL 75-2311

4. 福祉部（福祉政策課、生活支援課、障害者支援課、高齢者支援課、こども家庭課、保育幼稚園課）の主な事務

課名	主な事務	班等の電話番号			
福祉政策課	地域福祉、援護関係、献血推進事業、民生委員・児童委員、災害弔慰金・災害見舞金等	政策推進班		29-5070	
	社会福祉法人の設立認可・指導監査、居宅介護支援事業者と地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査	指導監査室		29-5072	
生活支援課	生活保護、生活困窮	給付班		29-5073	
		生活支援第一班		29-5071	
		生活支援第二班			
障害者支援課	障害者福祉、福祉医療	福祉班		29-2522	
		自立支援班			
高齢者支援課	地域包括ケアシステムの構築、介護保険の企画運営、高齢者福祉、養護老人ホーム、要介護認定、介護保険給付	政策班		29-2511	
		支援班		29-2588	
		介護認定班		29-2533	
		介護給付班		29-2544	
	地域包括ケアシステムの構築、地域包括支援センターの運営・調整、地域支援事業、介護予防支援事業	地域包括支援センター	地域包括支援班		29-2566
			地域包括支援第一班		24-3781
			地域包括支援第二班		24-3700
			地域包括支援第三班		63-3113
			地域包括支援第四班（周東）		84-3615
			地域包括支援第四班（玖珂）		82-0368
こども家庭課	児童福祉、母子福祉、児童環境づくり、福祉医療、こども医療、母子保健、こども館、児童館	政策班		29-5078	
		手当・給付班		29-5075	
		医療費助成班		29-5074	
		母子健康班		29-5099	
		こども家庭センター	こども相談室		29-5076
			子育て世代包括支援班		29-0404
			こども地域保健班		29-0407
		こども館		29-0888	
		しゅうとう児童館		84-0112	
わかば児童館		84-4456			

課名	主な事務	班等の電話番号	
保育幼稚園課	就学前子どもの教育・保育 給付、保育園等、放課後児童教室	認定・給付班	29-5077
		放課後保育班	29-5079
		かわしも保育園	21-1657
		ひがし保育園	21-0854
		くろいそ保育園	31-6330
		えきまえ保育園	22-5830
		ほんごう保育園	75-2658
		わかば保育園	84-2932
		そお保育園	85-0046
		ながの保育園	84-3665
		にこにこちどりこども園	63-0617
		さかうえこども園	96-0335
		太陽の家	22-4875

5. 総合支所・支所の福祉担当課

総合支所名	福祉担当課名	電話番号
由宇総合支所	市民福祉課	63-1113
周東総合支所	市民福祉課	84-1112
玖珂支所	福祉班	82-2511
錦総合支所	市民福祉課	72-2112
美川支所	市民福祉班	76-0311
美和総合支所	市民福祉課	96-1113
本郷支所	市民福祉班	75-2582

6. 令和7年度社会福祉事業関係当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	予算額	特定財源			一般財源
		国県支出金	その他	計	
3 民生費	26,850,630	12,988,974	459,354	13,448,328	13,402,302
1 社会福祉費	5,734,753	1,097,276	121,731	1,219,007	4,515,746
（1）社会福祉総務費	884,953	32,661	30,113	62,774	822,179
（2）福祉医療費	908,518	344,367	67,600	411,967	496,551
（3）社会援護費	3,786,966	677,462	0	677,462	3,109,504
（4）国民年金費	23,502	27,927	0	27,927	-4,425
（5）人権費	130,814	14,859	24,018	38,877	91,937
2 障害者福祉費	3,737,342	2,622,194	24,342	2,646,536	1,090,806
（1）身体障害者等福祉費	181,015	40,329	22,300	62,629	118,386
（2）知的障害者福祉費	636	0	0	0	636
（3）障害者総合支援費	3,555,691	2,581,865	2,042	2,583,907	971,784
3 老人福祉費	3,877,902	560,115	67,506	627,621	3,250,281
（1）老人医療費	2,937,355	490,829	1,987	492,816	2,444,539
（2）老人保護費	417,803	0	46,932	46,932	370,871
（3）老人福祉対策費	522,744	69,286	18,587	87,873	434,871
4 児童福祉費	10,777,102	6,674,914	230,775	6,905,689	3,871,413
（1）児童福祉総務費	3,356,146	2,452,772	0	2,452,772	903,374
（2）児童福祉支援費	4,744,929	3,330,631	76,772	3,407,403	1,337,526
（3）児童福祉施設費	1,131,513	34,754	76,872	111,626	1,019,887
（4）家庭児童相談費	34,815	16,326	0	16,326	18,489
（5）母子・父子等生活支援費	39,853	29,756	13	29,769	10,084
（6）こども館費	60,620	23,619	8,869	32,488	28,132
（7）児童館費	21,591	3,768	1,243	5,011	16,580
（8）放課後児童育成費	498,500	160,890	41,087	201,977	296,523
（9）児童発達支援事業所費	57,551	0	25,919	25,919	31,632
（10）障害児支援費	831,584	622,398	0	622,398	209,186
5 生活保護費	2,721,835	2,034,475	15,000	2,049,475	672,360
（1）生活保護総務費	126,077	3,907	0	3,907	122,170
（2）扶助費	2,595,758	2,030,568	15,000	2,045,568	550,190
6 災害救助費	1,696	0	0	0	1,696
（1）災害救助費	1,696	0	0	0	1,696
4 衛生費	209,498	51,755	0	51,755	157,743
1 保健衛生費	209,498	51,755	0	51,755	157,743
（3）母子保健費	208,899	51,447	0	51,447	157,452
（5）精神衛生費	599	308	0	308	291
計	27,060,128	13,040,729	459,354	13,500,083	13,560,045

介護保険特別会計	15,634,000	6,073,464	4,021,464	10,094,928	5,539,072
保険事業勘定	15,607,000	6,073,464	4,021,464	10,094,928	5,512,072
サービス事業勘定	27,000	0	0	0	27,000

地 域 福 祉

1. 岩国市地域福祉計画 <福祉政策課>

少子高齢化・人口減少社会の進行等により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。このような現代社会においては、公的な支援に加え、地域の団体が主体となって取り組む福祉活動や近隣住民による助け合いが、その解決に大きな役割を果たします。

岩国市では、令和3年3月に「岩国市地域福祉計画（第四次）」を策定しました。この計画では、多様化、複合化する課題や、制度の狭間で生じる課題にも対応するため、成年後見制度の利用を促進するための取組と、再犯防止を推進するための取組を一体的に策定しています。

また、岩国市社会福祉協議会でも、市の計画を踏まえて地域の福祉活動団体との具体的な福祉活動を示した「岩国市地域福祉活動計画」を策定しています。

これらの計画に基づいて、年齢や障害の有無など関係なく、だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせる社会の実現を目指していきます。

○岩国市地域福祉計画

- (1) 計画期間 令和3年度から令和8年度まで（6か年）
- (2) 基本理念 「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」
- (3) 基本目標
 - 1 「地域福祉を推進するための意識の醸成」
 - 2 「地域福祉を推進するための地域資源の活性化」
 - 3 「地域福祉の推進に取り組む団体の応援」
 - 4 「地域福祉の課題の解決に向けた相談支援体制の強化」
 - 5 「安全・安心に暮らせる環境づくり」

2. 岩国市社会福祉協議会 <福祉政策課>

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。社会福祉法に基づき、各都道府県及び各市区町村を単位に設置されています。

岩国市社会福祉協議会では、地域の住民や民生委員・児童委員、福祉員、社会福祉関係団体、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力を得ながら、地域の社会福祉の向上と福祉活動の推進に取り組んでおり、岩国市の地域福祉の拠点として重要な役割を果たしています。岩国市でも、地域が主体となった福祉活動の活性化を目的に、岩国市社会福祉協議会と協力して様々な事業に取り組んでいます。

3. 地域の福祉活動に取り組む団体 <福祉政策課>

(1) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域の生活課題を自らの課題と捉え、解決に向けて積極的

な活動を行う、地域福祉の中心的な役割を果たしている団体の一つです。

(2) 地域福祉を支える活動団体（サロン、ボランティアグループなど）

- ①サロンは、地域に住む高齢者・障害者・子育て世帯などに参加を呼びかけ、「生きがいづくり」や「健康づくり」などの活動を通して地域住民の交流を促進することを目的としており、岩国市内で約 210 団体が活動しています。
- ②ボランティアグループなどの地域の活動団体は、日常生活の支援や各地域のボランティア活動など地域福祉活動に取り組むことを目的に地域住民で組織された団体です。

岩国市では、これらの団体に対し岩国市市民活動賠償補償制度（ふれあい保険）などで、その活動を支援しています。また、岩国市社会福祉協議会では、共同募金の配分やサロン活動に対する助成・遊具の貸し出し、講師の派遣、ボランティア保険などにより活動を支援しています。

4. 成年後見制度利用促進事業 ＜福祉政策課＞

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び岩国市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症高齢者や知的及び精神に障害があり自分で判断することが難しい人の権利や財産を守るため、相談体制の整備を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

令和 4 年度には、成年後見制度の普及啓発や相談事業を実施する窓口を「くらし自立応援センターいわくに」（岩国市社会福祉協議会内）に設置しました。

(1) 相談事業の実績

「くらし自立応援センターいわくに」において、成年後見制度の利用等の相談支援を実施しています。また、相談者の状況等により、成年後見制度の必要性について判断を行い、関係機関への支援につなぎます。

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	228 件	283 件	246 件

5. 再犯防止活動の推進

令和 3 年 3 月に策定した岩国市再犯防止推進計画に基づき、更生保護に取り組む関係機関の活動を支援または協力しながら、犯罪や非行をした人たちの立ち直りと犯罪のない安全な地域社会を作ることが推進されています。

(1) 主な取組内容

市役所ロビーでの岩国刑務所との再犯防止啓発パネル展の実施や、社会を明るくする運動における街頭キャンペーン・作文コンクールに対する参加・協力を行っています。

援護関係 献血推進 民生委員・児童委員 災害弔慰金 災害障害見舞金 災害見舞金

1. 援護関係 <福祉政策課>

戦没者等の遺族や戦傷病者に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法などに基づく援護があり、遺族年金・公務扶助料や特別弔慰金の支給などがあります。

※現在受付中の特別弔慰金・特別給付金は次のとおりです。

①戦没者等の妻に対する特別給付金

②戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十二回特別弔慰金）

※また、戦傷病者には戦傷病者特別援護法による補装具の支給（修理）をしています。

2. 献血推進事業 <福祉政策課>

本市は、事業所、学校、婦人会、自治会その他の団体の協力のもとに献血を推進し、年間採血計画に基づき、献血協力団体に依頼して、献血推進に努めています。

○令和6年度献血実績（移動採血車）

区 分	200mL	400mL	合 計
人 数	19 人	4,274 人	4,293 人

3. 民生委員・児童委員 <福祉政策課>

民生委員は、民生委員法によって設置が定められ、児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が設置されています。

厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年間で、給与の支給はありません。

民生委員・児童委員は基本活動として、①社会調査 ②相談 ③情報提供 ④連絡通報 ⑤調整 ⑥生活支援 ⑦意見具申などを行っています。

民生委員・児童委員の組織としては、市内 23 地区に民生委員児童委員協議会（民児協）が設置され、さらに岩国市民生委員児童委員協議会が組織されています。

市民児協及び地区民児協では、毎月定例会議を開催し、民生委員・児童委員同士の連携・協働をすすめるとともに、地域の生活関連情報の共有や福祉課題の分析や支援の検討などを行っています。

○岩国市の民生委員・児童委員数

（令和7年4月1日現在）

	男性	女性	計	定数
民生委員・児童委員（地区担当）	191 人	167 人	358 人	367 人
主任児童委員	6 人	33 人	39 人	39 人
合 計	197 人	200 人	397 人	406 人

4. 災害弔慰金、災害見舞金等 〈福祉政策課〉

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付金

① 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定されている災害（暴風、洪水、地震等の自然現象により、市内において住居の滅失した世帯数が5以上ある災害等）により死亡された場合には災害弔慰金が遺族に支給されます。

- ・生計維持者が死亡した場合 500 万円
- ・その他の者が死亡した場合 250 万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

② 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定されている災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢肘関節以上切断等、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害）がある市民に対し、災害障害見舞金が支給されます。

- ・生計維持者が重度障害を受けた場合 250 万円
- ・その他の者が重度障害を受けた場合 125 万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

③ 災害援護資金貸付金

災害救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷した世帯や住居、家財に被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付制度があります。

- ・貸付限度額 1世帯あたり150万円から350万円
（被害の状況等によって限度額が異なります。）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 岩国市災害見舞金

市内に発生した火災、風水害、地震、その他異常な自然現象による災害により、市民が被害を受けた場合、市から災害見舞金が支給されます。

- ・住家の全焼、全壊又は流失 1世帯 10万円
- ・住家の半焼又は半壊 1世帯 5万円
- ・住家の床上浸水 1世帯 3万円
- ・死亡された場合 1人 10万円
- ・1か月以上の負傷をされた場合 1人 3万円

※死亡及び負傷の認定、住宅の被害程度については、「災害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）に基づいて判定します。

※災害見舞金は、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給される場合は支給されません。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給額	80 万円	128 万円	171 万円	140 万円	123 万円
全焼	7 世帯	10 世帯	7 世帯	11 世帯	8 世帯
半焼	2 世帯	1 世帯	2 世帯	0 世帯	0 世帯
半壊	0 世帯	2 世帯	13 世帯	0 世帯	0 世帯
死亡	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
1 か月以上の負傷	0 人	1 人	2 人	0 人	1 人

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、その被害の程度に応じ支援金が支給されます。支援金の支給額は住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額となります。

区 分		基礎支援金	加算支援金
複数世帯	全壊世帯、解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入 200 万円
			補修 100 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	賃借 50 万円
			建設・購入 100 万円
	中規模半壊世帯	—	補修 50 万円
			賃借 25 万円
単数世帯	全壊世帯、解体世帯、 長期避難世帯	75 万円	建設・購入 150 万円
			補修 75 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	賃借 37.5 万円
			建設・購入 75 万円
	中規模半壊世帯	—	補修 37.5 万円
			賃借 18.75 万円

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支給件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

生 活 保 護

1. 生活保護制度の概略　　〈生活支援課〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法第 25 条第 1 項に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、国が最低限度の生活を保障し、要保護者の自立助長をも目的とする制度です。

生活保護によって保障される具体的な生活水準は、厚生労働大臣が定めています。

(1) 生活保護の原則

①申請保護

要保護者、扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始します。

②基準及び程度

国の定める基準により測定した要保護者の需要をベースとし、要保護者の金銭（収入）又は物品（資産）では満たせない不足分を補う程度において実施します。

③必要即応

要保護者の年齢別、性別、健康状態その他実際の生活ニーズに応じ、有効かつ適切に実施します。

④世帯単位

生活困窮という経済状態が生計を同じくする世帯全体に現れる点に着目し、世帯を単位として保護の要否や程度を定めます。

(2) 保護の種類

①生活扶助

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用

②教育扶助

義務教育を受けるのに必要な学用品、通学用品、クラブ活動費等

③住宅扶助

家賃、敷金を始めとする住まいの確保及び住宅の維持のために必要な費用

④医療扶助

病気若しくは傷病の診療にかかる費用又は薬剤等の治療に必要な費用

⑤介護扶助

居宅又は施設で介護サービスを受けるために必要な費用

⑥出産扶助

分娩に必要な費用

⑦生業扶助

収入増加又は自立助長が見込まれる要保護者の稼働能力を引き出すために必要な費用

⑧葬祭扶助

亡くなった人を弔うために必要な費用

2. 生活扶助基準額の状況 <生活支援課>

岩国市は、昭和 55 年 12 月に 2 級地適用（級地区分には現在、基礎自治体単位で 1 級地-1 から 3 級地-2 までがある。）とされ、昭和 62 年度の級地改定から 2 級地-2 です。

生活扶助基準額は、定期的に検証されており、国民の消費動向など社会経済情勢を総合的に勘案して変わることがあります。

○生活扶助月額 of 具体的事例（冬季加算を含む月平均）

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
高齢者 単身世帯	本人（75 歳）	66,566 円	66,566 円	66,566 円	66,566 円	66,566 円
高齢者 夫婦世帯	夫（72 歳） 妻（67 歳）	113,744 円	113,744 円	113,744 円	113,744 円	113,744 円
傷病 3 人世帯 児童養育加 算除く	夫（33 歳） 妻（29 歳） 子（4 歳）	138,937 円	138,937 円	138,937 円	141,897 円	141,897 円
母子 3 人世帯 児童養育 加算除く	母（30 歳） 子（9 歳） 子（4 歳）	159,567 円	159,567 円	159,567 円	163,397 円	163,397 円

3. 保護の状況 <生活支援課>

岩国市の被保護世帯数は、平成 10 年度以降、漸増傾向を示し、平成 20 年秋のリーマンショック後は急激に増加（平成 20 年度から 21 年度にかけては 97 世帯 138 人増。）しましたが、平成 25 年 3 月の 1,313 世帯 1,678 人をピークに、その後は減少が続いていました。

しかし、新型コロナの影響が長期化したことや、物価高騰などにより、令和 5 年度から増加傾向にあります。令和 6 年度は、月平均 1,184 世帯 1,414 人、保護率 11.40%と、2 年連続増加しています。

○被保護世帯数の年次別推移（月平均）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
被保護世帯数	1,158 世帯	1,155 世帯	1,154 世帯	1,168 世帯	1,184 世帯

○被保護人員の年次別推移（月平均）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
被保護人員数	1,373 人	1,359 人	1,359 人	1,392 人	1,414 人

○保護率の年次別推移（月平均）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保護率	10.5%	10.5%	10.6%	11.1%	11.4%

(1) 世帯類型別の状況

65 歳以上の者のみで構成されている（定義上は、これに 18 歳未満の者が加わった場合も含む）高齢者世帯は、被保護世帯のうち最も多く、令和 6 年度は、生活保護を受ける全世帯の 61.8%を占めています。

○被保護世帯類型の年次別推移（月平均）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高齢者世帯	773 世帯	749 世帯	747 世帯	742 世帯	732 世帯
母子世帯	24 世帯	24 世帯	26 世帯	30 世帯	37 世帯
傷病・ 障害者世帯	250 世帯	250 世帯	250 世帯	251 世帯	246 世帯
その他世帯	105 世帯	124 世帯	126 世帯	139 世帯	161 世帯

※停止世帯除く

(2) 保護の申請・開始・廃止の状況

○保護の申請・開始・廃止件数の年次別推移

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請	164 世帯	190 世帯	199 世帯	222 世帯	263 世帯
却下・取下	23 世帯	39 世帯	48 世帯	47 世帯	60 世帯
開始	144 世帯	155 世帯	146 世帯	176 世帯	208 世帯
廃止	165 世帯	162 世帯	132 世帯	169 世帯	182 世帯

①保護開始世帯の状況

令和 6 年度の主な保護開始原因は、年金・仕送り・預貯金の減少が 57.7%、働きによる収入の減少・喪失が 14.9%でした。

○保護開始世帯の開始理由年次別推移

年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
傷病	世帯主の傷病のみ	40 世帯	24 世帯	31 世帯	25 世帯	20 世帯
	世帯主の傷病ほか	1 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯	0 世帯
	世帯員の傷病のみ	1 世帯	0 世帯	2 世帯	0 世帯	1 世帯
	世帯員の傷病ほか	0 世帯	0 世帯	1 世帯	0 世帯	0 世帯
	小計	42 世帯	25 世帯	35 世帯	26 世帯	21 世帯
働いていた者の 死亡・離別・不在		10 世帯	16 世帯	5 世帯	8 世帯	6 世帯
働きによる収入の 減少・喪失		52 世帯	36 世帯	39 世帯	65 世帯	31 世帯
年金・仕送り・預貯金の 減少・喪失		25 世帯	64 世帯	58 世帯	58 世帯	120 世帯
その他		15 世帯	144 世帯	9 世帯	19 世帯	30 世帯
小計		144 世帯	155 世帯	146 世帯	176 世帯	208 世帯

②保護廃止世帯の状況

令和6年度の主な保護廃止原因は、死亡・失踪・転出等が48.9%、その他が20.3%でした。

○保護廃止世帯の廃止理由年次別推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯主等の傷病治癒	0世帯	1世帯	0世帯	1世帯	0世帯
死亡・失踪・転出等	72世帯	71世帯	73世帯	79世帯	89世帯
働きによる収入の増加等	21世帯	27世帯	18世帯	21世帯	25世帯
働き手の転入	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
年金・仕送り等の増加	23世帯	12世帯	5世帯	14世帯	8世帯
引き取り扶養	6世帯	10世帯	6世帯	2世帯	8世帯
施設入所	13世帯	7世帯	11世帯	11世帯	11世帯
医療費の他法負担	5世帯	6世帯	1世帯	4世帯	4世帯
その他	25世帯	28世帯	18世帯	37世帯	37世帯
合計	165世帯	162世帯	132世帯	169世帯	182世帯

(3) 扶助の状況

○扶助別人員（月平均）の年次別推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活扶助	1,177人	1,166人	1,158人	1,178人	1,189人
住宅扶助	1,041人	1,039人	1,034人	1,057人	1,061人
教育扶助	25人	23人	29人	36人	41人
介護扶助	261人	248人	249人	258人	276人
医療扶助	1,200人	1,185人	1,218人	1,257人	1,267人
出産扶助	0人	0人	0人	0人	0人
生業扶助	10人	10人	9人	13人	16人
葬祭扶助	2人	2人	1人	1人	1人

○扶助別保護費の年次別推移

<単位：千円>

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活扶助	599,735	605,800	610,321	615,415	619,401
住宅扶助	268,611	274,431	272,013	277,072	281,128
教育扶助	2,184	1,679	1,952	2,502	2,814
介護扶助	49,452	48,271	52,807	52,557	56,216
医療扶助	1,427,339	1,411,100	1,343,926	1,387,368	1,341,782

＜単位：千円＞

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
出産扶助	0	0	0	0	243
生業扶助	1,403	1,593	2,498	2,233	2,437
葬祭扶助	3,105	4,685	2,834	2,782	3,651
進学・就職準備 給付金 ※	－	－	－	－	300
就労自立給付金	327	404	221	250	228
施設事務費	53,700	52,749	53,336	51,464	60,054
合 計	2,405,856	2,400,712	2,339,908	2,391,643	2,368,254

※平成 30 年度創設の進学準備給付金は、令和 5 年度まで教育扶助に含み計上、令和 6 年度からは改正により進学・就職準備給付金に名称を変更し対象範囲が拡大されたため、別区分として計上。

生活困窮者への自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度の概要 〈生活支援課〉

生活に困窮するおそれのある方に対し、まだ生活保護に至っていない段階での介入によって課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ります。生活保護制度と並ぶ第二のセーフティネットとして位置づけられるこの制度は、平成 27 年度 4 月から施行された生活困窮者自立支援法を根拠法とし、各種事業を実施しています。生活保護制度との連携や生活保護への移行を意識しながらも、生活保護において行う指導・指示とは異なり、本人の希望や努力に合わせて伴走する支援を特徴とします。他方、保護受給中であっても、例えば、将来的に保護を必要としなくなる可能性の高い方は必要に即して各種事業の支援が受けられるよう両制度を架橋する体制の整備も図っているところです。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

多様で複合的な問題を抱える生活困窮者について本人の置かれている状況や本人の選択・行為に先立つ理由まで確認した上で、あくまでも個人の意思に寄り添った支援プランを作成します。プランに基づく支援が始まった後も、合議体形式で実施する月例の支援調整会議においてプラン内容を検討し、支援の効果を評価します。地域づくりの観点から、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、支援を通じ不足している社会資源を探知し、新たに開発することにも努めています。法改正によって居住支援の強化が明記された令和 7 年度からは、住まいの相談に対応できる体制を整備するため、住まい相談支援員を新たに配置しています。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	746 件	548 件	423 件	364 件	249 件
支援プラン作成件数	103 件	89 件	58 件	62 件	33 件

(2) 生活困窮者住居確保給付金

一時的な収入の減少によって住まいまで失わないように、生活保護の住宅扶助額を限度に家賃分を支給します。法改正によって令和 7 年度に創設された家賃の安い住宅へ引っ越すための初期費用（敷金除く）を手当する転居補助については、家賃補助とは異なり、求職活動要件がありません。収入及び資産要件は現行と同じです。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請件数	74 件	30 件	9 件	4 件	1 件
支給総額	10,629,200 円	4,608,100 円	1,695,800 円	257,200 円	155,000 円

(3) 支援会議

名称は支援調整会議と似ていますが、違います。生活困窮者に関する情報を本人の同意なしに共有し、必要な支援を届けるための法定された随時会議です。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	2 回	0 回	1 回	5 回

(4) 生活困窮者就労準備支援事業

すぐには一般就労の困難な生活困窮者がいます。例えば長期離職者、ひきこもりといった対象者で、状態像に応じて支援メニューを組み合わせた個別プランを作成します。生活習慣形成に向けた訓練により日常生活自立、社会の中に自分の役割を見出すため補佐しての社会生活自立、一般就労を目指す技能習得の援助による経済自立を目標とし、これら三つの自立を実現すべく、公共職業安定所とも連携を図りつつ就労をゴールにした支援を行います。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	14 件	26 件	22 件	13 件
支援プラン作成件数	4 件	19 件	18 件	8 件

(5) 生活困窮者家計改善支援事業

家計の状況がよくわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納を抱えていたりする生活困窮者がいます。家計を可視化し、状況に応じた家計の再生プランを作成して、生活再建に向けた支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	34 件	21 件	38 件	58 件	33 件
支援プラン作成件数	3 件	14 件	21 件	20 件	9 件

(6) 子どもの学習・生活支援事業

生活保護及び就学援助受給世帯等の生徒・児童を対象に授業のフォローアップを実施しています。単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、生活習慣の形成、育成環境の改善への働きかけ、進路選択に関する情報提供や助言を通じ、子どもの将来の自立を後押しするための支援を行います。目的は、貧困の連鎖防止です。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加者数 (延べ)	754 人	699 人	902 人	886 人	638 人
開催回数	81 回	81 回	84 回	87 回	89 回

行旅病人・死亡人の取扱

1. 行旅病人・死亡人及び行旅困窮者の取扱　　〈生活支援課〉

旅行中に病気になり、救護する者のない方の治療費の支払い、身元不明者また身元引受人がいない方が亡くなった際の葬祭の執行や葬祭費（搬送代・棺代・火葬代など）及び公告料（官報に掲載）の支払いを行っています。

また金銭に困窮した旅行者に対する援助（電車・バス賃）を行っています。

○行旅病人・死亡人及び行旅困窮者件数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
行旅病人 ・死亡人 対応件数	14（14）件	17（17）件	16（16）件	12（12）件	20（20）件
金銭困窮 旅行者件数	62 件	62 件	41 件	38 件	41 件

年度内の実績件数（）内は死亡件数

※「墓地、埋葬等に関する法律」第 9 条で対応した行旅病人・死亡人のうち、本人の遺留金等で支払を行ったものを除く

障 害 者（児）福 祉

1. 障害者（児）福祉の概要　　〈障害者支援課〉

障害者に関する施策は、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、地域の中で、共に生活する社会こそが当たり前の社会であるとする「ノーマライゼーション」の理念に基づき、平成 15 年 4 月に施行された「支援費制度」によって、従来の「措置制度」から大きく転換しました。

しかし「支援費制度」では、障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されていたため、利用者に分かりにくい仕組みであったことのほか、精神障害者が制度の対象外であったこと、サービスの提供体制に地域間格差が生じていたことなどの問題点が指摘されていました。

こうした制度上の課題を解消し、障害者の地域生活への移行と就労を進め、自立を支援する観点から、平成 18 年に障害者基本法の基本理念にのっとり、「障害者自立支援法」が施行されました。

「障害者自立支援法」では、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等を、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されました。その後、「障害者自立支援法」は、平成 22 年に児童福祉法とともに改正され、利用負担の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援の充実・強化などが実施されました。

さらに、平成 25 年 4 月には、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生の実現に向けて、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。

「障害者総合支援法」では、障害者（児）の定義への難病等の追加や、必要な支援の度合いを示す「障害支援区分」の導入、障害者の地域における自立への支援、医療的ケアを要する障害児支援等の充実など、支援制度の改正も実施されています。

また、平成 28 年 4 月には、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら生きる社会をつくることを目指しています。

2. 身体障害者（児）福祉について　　〈障害者支援課〉

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を援助し、その福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年に「身体障害者福祉法」が制定されました。

その後、身体障害者への援護は、更生援護等の保護を中心とした施策から、自立を支援することへと転換されました。

身体障害者（児）福祉の目的は、障害者（児）が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会活動への参加を促進することにあります。

そのためには、身体のハンディキャップをできるだけ補い、また除去するとともに、その職業能力や生活能力を可能な限り回復させて、社会参加できる機会を増やしていくこと

が求められます。

(1) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳は、障害の程度が1級から6級までに該当される方に交付されます。

○障害の種類

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能の障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・肢体不自由
- ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・小腸の機能の障害
- ・肝臓の機能の障害
- ・HIV感染による免疫の機能の障害

○身体障害者手帳所持者数（令和7年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者総合等級別一覧	
1 級	1,658 人
2 級	701 人
3 級	921 人
4 級	1,087 人
5 級	329 人
6 級	307 人
計	5,003 人

○身体障害者等級別状況・障害名別件数（令和7年4月1日現在）（単位：件）

障 害 別	年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
視覚障害	18 歳以上	87	181	49	40	94	41	0	492	7.16%
	18 歳未満	0	1	0	1	0	0	0	2	
聴覚・平衡 機能障害	18 歳以上	0	82	58	79	7	180	0	406	6.00%
	18 歳未満	0	5	0	0	0	3	0	8	
音声・言語 機能障害	18 歳以上	0	0	102	35	0	0	0	137	2.00%
	18 歳未満	0	0	1	0	0	0	0	1	
肢体不自由	18 歳以上	206	571	729	1,192	511	195	335	3,739	55.06%
	18 歳未満	35	15	2	3	0	4	1	60	
心臓機能障害	18 歳以上	739	0	293	151	0	0	0	1,183	17.26%
	18 歳未満	5	0	2	1	0	0	0	8	

(単位：件)

障 害 別	年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
腎臓機能障害	18 歳以上	346	0	37	5	0	0	0	388	5.65%
	18 歳未満	2	0	0	0	0	0	0	2	
呼 吸 器 機 能 障 害	18 歳以上	11	0	89	10	0	0	0	110	1.62%
	18 歳未満	2	0	0	0	0	0	0	2	
ぼうこう又は 直腸・小腸 機能障害	18 歳以上	4	0	16	304	0	0	0	324	4.71%
	18 歳未満	0	0	0	1	0	0	0	1	
肝臓機能障害	18 歳以上	20	2	0	1	0	0	0	23	0.35%
	18 歳未満	1	0	0	0	0	0	0	1	
免疫機能障害	18 歳以上	5	4	3	1	0	0	0	13	0.19%
	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	18 歳以上	1,418	840	1,376	1,818	612	416	335	6,815	100.0%
	18 歳未満	45	21	5	6	0	7	1	85	
総 計		1,463	861	1,381	1,824	612	423	336	6,900	

○身体障害者手帳所持者の推移

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	18 歳未満	18 歳以上	合 計	増 減	指 数
令和 3 年度	61 人	5,428 人	5,489 人		100.00%
令和 4 年度	61 人	5,343 人	5,404 人	-85 人	98.45%
令和 5 年度	54 人	5,218 人	5,272 人	-132 人	96.05%
令和 6 年度	65 人	5,085 人	5,150 人	-122 人	93.82%
令和 7 年度	54 人	4,949 人	5,003 人	-147 人	91.15%

※指数は、令和 3 年度との比較

(2) 身体障害者（児）福祉タクシー料金助成事業

身体障害者手帳の所持者で 1 級～3 級に該当する方がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図ります。

○タクシー券交付枚数

年間 48 枚を交付します。ただし、週 2 回以上の人工透析者には年間 144 枚、週 2 回未満の人工透析者には年間 96 枚を交付します。

○助成金額等

1 枚につき 500 円を助成します。

※交付者数は次年度 4 月 1 日時点のもの

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付者数	2,340 人	2,285 人	2,287 人	2,204 人	2,214 人

(3) 重度障害者渡船料助成事業

柱島地区に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持する方が渡船を利用する場合、料金の一部を助成するための渡船利用券を交付します。

○交付内容 片道乗船券を年間 48 枚交付します。

○交付者数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
単 独	4 人	4 人	2 人	1 人	1 人
介護人付	8 人	8 人	6 人	6 人	5 人

(4) こどもの発達支援体制整備事業（あいあいサークル）

心身に障害がある、又は心身に障害があると疑われる未就学の幼児が保護者とともに通所し、日常生活訓練や機能訓練その他の療育訓練を行うことにより、障害の除去又は軽減を図り、もって心身障害児の早期療育及びその家庭の福祉の向上を図ります。（県事業）

※令和 7 年度から、実施場所をサンシャイン岩国に変更。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延組数	501 組	511 組	545 組	614 組	403 組

(5) 身体障害者相談員設置事業

身体障害者（児）の日常生活支援や、施設入所・通所支援、医療、職業、社会参加等の相談が気軽に行えるように、市から委嘱を受けた身体障害者相談員が身近な地域で相談業務を行っています。

(6) 特別障害者手当支給事業

重度の障害によって生じる経済的負担を軽減するため手当を支給し、重度障害者の福祉を増進することを目的とします。

この特別障害者手当は障害の状態が重く（原則として重度障害が重複している人）日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅障害者に支給します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受 給 者 数	106 人	104 人	101 人	100 人	96 人
手 当 月 額	27,350 円	27,350 円	27,300 円	27,980 円	28,840 円

（令和 7 年 4 月から手当月額 29,590 円に改定）

(7) 障害児福祉手当支給事業

身体又は知的、精神に重度の障害を有する 20 歳未満の心身障害児について、その障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減を図ることにより、在宅福祉の向上に資することを目的として、手当を支給します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受 給 者 数	67 人	70 人	64 人	65 人	72 人
手 当 月 額	14,880 円	14,880 円	14,850 円	15,220 円	15,690 円

(令和 7 年 4 月から手当月額 16,100 円に改定)

(8) 福祉手当支給事業

昭和 61 年 3 月 31 日現在、20 歳以上で従前の福祉手当の受給資格を有する方のうち、障害基礎年金又は特別障害者手当を受けることのできない在宅障害者に引き続いて支給します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受 給 者 数	6 人	5 人	3 人	3 人	3 人
手 当 月 額	14,880 円	14,880 円	14,850 円	15,220 円	15,690 円

(令和 7 年 4 月から手当月額 16,100 円に改定)

(9) 心身障害児福祉手当支給事業

身体又は知的、精神に障害を有する児童の保護者に支給します。

手当月額 2,000 円

○支給要件

身体障害児 1 級から 3 級までの身体障害者手帳を所持する児童の保護者

知的障害児 中等度以上の知的障害を有する児童の保護者

併 症 児 4 級の身体障害者手帳を所持し、且つ軽度の知的障害を有する児童の保護者

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受 給 者 数 (年度末)	187 人	189 人	172 人	187 人	182 人

(10) 心身障害者扶養共済制度補助金

この制度は、心身障害者の保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合などに、残された障害者に年金を支給する任意加入の制度です。

これは、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されたものです。

○対 象 者 扶養共済の掛金納付者で前年分の市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯に属する加入者

○補 助 額 掛金の 1 / 3 (原則)

(11) 在日外国人等障害者福祉給付金支給事業

重度障害者のうち、国民年金制度上、障害基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった在日外国人及び帰国者の重度心身障害者に支給します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受 給 者 数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
手 当 月 額	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円

(12) 特別児童扶養手当支給事業

精神又は身体に障害を有する児童を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している方に支給されます。支給要件に該当する方でも、次のいずれかに該当する場合は支給が制限されます。

①児童が次のいずれかに該当するとき。

ア．日本国内に住所を有しないとき。

イ．障害年金を受けることができるとき。

②受給者が次に該当するとき。

ア．日本国内に住所を有しないとき。

③受給資格者の所得が政令で定める額以上であるとき。

○手当月額

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
法別表の 1 級 受給者	52,500 円 (110 人)	52,500 円 (105 人)	52,400 円 (103 人)	53,700 円 (104 人)	55,350 円 (111 人)
法別表の 2 級 受給者	34,970 円 (244 人)	34,970 円 (241 人)	34,900 円 (246 人)	35,760 円 (265 人)	36,860 円 (274 人)

(令和 7 年 4 月から手当月額 1 級 56,800 円、2 級 37,830 円に改定)

(13) バス優待乗車証（障害）交付事業

市内に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持している方に対し、岩国市及びいわくにバス株式会社の運行するバス（市内路線のみ）の無料乗車証を交付しています。

○交付者数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
単 独	483 人	459 人	432 人	401 人	383 人
介護人付	1,656 人	1,629 人	1,625 人	1,591 人	1,586 人

(14) 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者が受診又は入院治療を受けた際の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を公費助成し、経済負担の軽減により重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

○対 象 者 次の年金や手当を受給している方、又は次の手帳を所持している方

障 害 年 金 1 級

特別児童扶養手当 1 級

身体障害者手帳 1 級～3 級

療育手帳 A

精神保健福祉手帳 1 級

○所得制限 老齢福祉年金の本人所得制限額を超えないこと。

○留意事項 県外での受診については、その医療機関では一旦自己負担となりますが、その後に市の窓口で払戻しの手続きが行えます。

○受給者実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数	3,559 人	3,499 人	3,452 人	3,337 人	3,227 人

(15) 車いす貸出事業

怪我や疾病などにより在宅生活の中で一時的に車いすを必要とする場合、1 か月を限度として車いすの無料貸出しを行っています。

(16) 災害時要援護者避難支援事業

公的な避難支援の必要性が特に高い、介護関係施設への避難が必要な重度障害者が迅速かつ安全に避難できるとともに、住み慣れた地域で安心して生活できることを目的としています。

避難受入協定締結事業所数 29 事業所

訪問調査業務法人数 38 法人

避難支援移送業務事業所数 3 事業所

○災害時要援護者避難支援登録者数（障害者（児））

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録者数	14 人	16 人	16 人	18 人	19 人

(17) その他

○所得税、住民税の軽減（障害者控除等）

○自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免

○NHKテレビ放送受信料の減免

○有料道路通行料の割引

○緊急通報システム整備事業

○あんしん情報カプセル交付事業

3. 知的障害者福祉について <障害者支援課>

知的障害者の更生を援護するとともに必要な保護を行い、知的障害者の福祉向上を図る目的で、昭和 35 年に「知的障害者福祉法」が制定されました。

知的障害は、知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にあることをいいます。

法律では、知的障害者が暮らしやすくなるためのサポートを行う機関を、都道府県に設置することを定めています。また、18歳未満の児童については、児童福祉法に基づき児童相談所が中心となって援護を行うこととなっています。

知的障害者及び知的障害児への支援は、平成15年の「支援費制度」、その後の「障害者自立支援法」、「障害者総合支援法」により大きく変革します。

現在は、障害の種別や年齢に関わらず、必要とするサービスが利用できるよう、利用の仕組みが一元化されています。

(1) 療育手帳の交付状況

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置（特別児童扶養手当等）やサービスを受けやすくするなど、知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的として、療育手帳を交付しています。

療育手帳は、その名称や障害等級の表示が自治体によって異なります。

※山口県では、名称は「療育手帳」、障害等級は、A・Bの表示となっています。

(A) 重度・最重度 : I Q 35 以下の方又は I Q 36 以上 50 未満で盲・ろう・肢体不自由等の障害を有する方

(B) 中度・軽度 : (A) 以外の知的障害者（児）で I Q が概ね 70 以下の方

○療育手帳所持者数

(令和7年4月1日現在)

区 分	(A)		(B)		合 計
	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	
令和3年度	415 人	64 人	547 人	174 人	1,200 人
令和4年度	417 人	68 人	562 人	172 人	1,219 人
令和5年度	418 人	71 人	582 人	187 人	1,258 人
令和6年度	406 人	77 人	594 人	212 人	1,289 人
令和7年度	405 人	82 人	609 人	217 人	1,313 人

(2) 福祉タクシー料金助成事業

市内に住所を有する知的障害者で療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図ります。

○タクシー券交付枚数

年間 48 枚を交付します。

○助成金額等

1 枚につき 500 円を助成します。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付者数	410 人	404 人	434 人	461 人	473 人

※交付者数は次年度4月1日時点のもの

(3) 渡船料助成事業

柱島地区に住所を有する知的障害者で療育手帳を所持している方が渡船を利用する場合、料金の一部を助成するための渡船利用券を交付します（制度の改正を行い、令和4年4月から対象に療育手帳B所持者を含めるよう拡大しました）。

○交付内容 片道乗船券を年間48枚交付します。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付者数	1人	1人	1人	2人	2人
介護人付	-	-	1人	1人	1人

(4) 知的障害者相談員設置事業

知的障害者（児）の養護や日常生活支援、施設入所・通所支援、医療、職業、社会参加等の相談が気軽に行えるように、市から委嘱を受けた知的障害者相談員が身近な地域で相談業務を行っています。

(5) バス優待乗車証（障害）交付事業

市内に住所を有する知的障害者で療育手帳Aを所持している方に対し、岩国市及びいわくにバスの運行するバス（市内路線のみ）の介護人付き無料乗車証を交付しています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付者数	213人	214人	216人	215人	218人

4. 精神障害者福祉について <障害者支援課>

精神障害は、平成5年に改正された「障害者基本法」により、身体障害者や知的障害者と並び、基本法の対象者として位置付けられ、平成7年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が成立し、精神障害者保健福祉手帳が創設されました。

精神保健福祉施策は、都道府県及び保健所を中心に行われてきましたが、その支援の範囲が、入院医療中心の施策から社会復帰を促進するための福祉施策に広がるにつれて、利用者にとって身近な自治体である市町村の役割が大きくなってきました。

平成11年に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、精神障害者の身近なサービスは、市町村が担うこととなりました。以前は保健所が行っていた精神障害者保健福祉手帳の交付や通院医療費公費負担（現在の自立支援医療の精神通院）の受付事務も、現在は市町村が担っています。

平成17年には、既存の障害者福祉制度の谷間に置かれ、十分な対応がなされていなかった発達障害者に対する支援を定めた「発達障害者支援法」が施行され、平成28年の法改正では、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の推進などが定められました。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳は、障害の程度が、1級から3級までに該当される方に交付されます。

手帳を取得することにより、障害の程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、医師の診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けることができる場合があります。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
令和 3 年度	184 人	564 人	460 人	1,208 人
令和 4 年度	170 人	613 人	512 人	1,295 人
令和 5 年度	169 人	626 人	526 人	1,321 人
令和 6 年度	168 人	630 人	564 人	1,362 人
令和 7 年度	163 人	660 人	577 人	1,400 人

（2）福祉タクシー料金助成事業

市内に住所を有する方のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持、又は精神障害を支給事由とする障害年金 1 級に該当する方がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るものです。

○タクシー券交付枚数

年間 48 枚を交付します。

○助成金額等

1 枚につき 500 円を助成します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付者数	722 人	719 人	759 人	766 人	804 人

※交付者数は次年度 4 月 1 日時点のもの

（3）渡船料助成事業

柱島地区に住所を有する方のうち、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級を所持、又は精神障害を支給事由とする障害年金 1 級に該当する方が渡船を利用する場合、料金の一部を助成するための、渡船利用券を交付します（制度の改正を行い、令和 4 年 4 月から対象を 1 級所持者から 1 ～ 3 級所持者に拡大しました）。

○交付内容 片道乗船券を年 48 枚交付します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護人付	-	-	0 人	0 人	0 人

（4）バス優待乗車証（障害）交付事業

市内に住所を有する精神障害の方のうち、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持、又は精神障害を支給事由とする障害年金 1 級に該当する方に対し、岩国市及びいわくにバス株式会社の運行するバス（市内路線のみ）の介護人付き無料乗車証を交付しています。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付者数	103 人	77 人	75 人	72 人	69 人

5. 障害者総合支援法について <障害者支援課>

障害者基本法の基本理念にのっとり平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」によって、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスが一元化され、どの障害の人も、地域において共通のサービスを受けられるようになりました。

その後、平成 22 年 12 月の法改正により、利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、障害者支援の充実、障害児支援の強化及び地域における自立した生活のための支援の充実が図られました。さらに、平成 25 年 4 月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の定義に新たに難病等が追加されました。

障害者総合支援法による福祉サービスは、個々の障害者の障害支援区分を踏まえて個別に支給決定される「障害福祉サービス」と、市町村（地域）の実情を踏まえて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成され、「障害福祉サービス」は、「介護給付」と「訓練等給付」に大別されます。

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害者等につき、居宅において身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護）、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事）並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	1,407 人	1,426 人	1,358 人	1,427 人	1,634 人
利用延時間	19,970 時間	18,927 時間	17,649 時間	17,995 時間	19,313 時間

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	12 人	12 人	12 人	12 人	26 人
利用延時間	155 時間	146 時間	168 時間	223 時間	931 時間

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	156 人	183 人	179 人	200 人	207 人
利用延時間	1,331 時間	1,286 時間	1,241 時間	1,403 時間	1,407 時間

(4) 療養介護

医療的ケアを要する障害者であって、常時介護を必要とする方に対して、主として昼間に病院において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスは、医療施設において、医療的なケアと福祉サービスとを併用して提供するものです。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	413 人	412 人	436 人	468 人	455 人
利用延日数	12,464 日	12,461 日	13,147 日	14,141 日	13,801 日

○実施機関 旭川児童院・あゆみの家・鼓ヶ浦ひばり園・広島西医療センター・柳井医療センター・山口宇部医療センター

(5) 生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を必要とする方に対して、主として昼間に、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供などのほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	4,799 人	4,677 人	4,628 人	4,621 人	4,596 人
利用延日数	92,077 日	90,133 日	90,318 日	91,485 日	90,177 日

(6) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	458 人	435 人	351 人	507 人	576 人
利用延日数	3,430 日	3,319 日	2,863 日	3,572 日	4,092 日

(7) 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	2,958 人	2,871 人	2,904 人	2,883 人	2,845 人
利用延日数	87,972 日	85,850 日	87,058 日	86,501 日	84,600 日

○実施機関 愛命園・邑智園・太田川学園第4成人部・華南園・鹿野学園成人部・鹿野学園第二成人部・鼓澄苑・城南学園更生部・城南学園第二更生部・城南学園第三更生部・セルプ宇品・第2しょうせい苑・たちばな園・つくし園・ときわ台ホーム・戸河内あすなろ園・ともえ学園・な

でしこ園・華の浦学園・障害者支援施設 原・ひかり苑・ひかりの里・陽の出園・ひらきの里・広島ひかり園まごころ・ふしの学園宮野の里・ふしの学園第2宮野の里・柳井ひまわり園・山口秋穂園・山口コロニーワークセンター・リブウェル聖恵・ライブラリーあそかの園・緑風園・るりがくえん・若葉園・広島市自立訓練施設

(8) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延人数	1,529 人	1,620 人	1,741 人	1,808 人	2,009 人
利用延日数	43,728 日	46,434 日	49,403 日	52,099 日	57,133 日

○実施機関 グループホームあかつき・アンダンテ・ウィズライフ創・エール・ワン室の木・エール・ワン青木・おあしす・グループホームかなでる・シェアハウスゆい・グループホームひらき・グループホームあおい・グループホームあゆみ・グループホームいちえ・グループホーム岩田・グループホーム田布施・グループホームかがやき・グループホーム久米・つばき五日市・グループホームひといき美鈴園・グループホームみのり・グループホーム結音・クローバーハウス尾津・ケアメゾンはらからっと・光栄ホーム・幸嶺園・こだまのいえ比治山・サンライズ・障害者グループホーム松星苑・城南学園グループホーム・グループホームしらかば・すばる・清風会常友・清風会安芸・清風会さつき・てご屋ホーム・とわ光・なごみの里・のぞみ・農萩ホーム・結ホーム・グループホームひかり苑・ひかりの郷・ビスタ観音台・ひまわりハウス・フレンドホームゆうわ・borderlesswork すまいる＋・ホーム青葉・みなくるほ一む 1 号館・グループホームケアホームモモハウス・安岡苑ケア&グループホームひびき・夢かれん・よつばホーム・よつばホーム桜・グループホームRASIEL柳井・グループホームリーフ・リフレ 21・るりがくえんきららホーム・るりがくえんホーム

(9) 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延人数	0 人	12 人	26 人	27 人	23 人
利用延日数	0 日	92 日	255 日	133 日	327 日

(10) 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関

する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	256 人	235 人	254 人	341 人	353 人
利用延日数	4,807 日	4,369 日	4,725 日	6,169 日	6,223 日

(11) 宿泊型自立訓練

障害者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	258 人	220 人	214 人	224 人	232 人
利用延日数	7,498 日	6,065 日	6,046 日	6,460 日	6,655 日

○実施機関 ここリビング・こすもす・リフレの家

(12) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	328 人	325 人	307 人	304 人	239 人
利用延日数	5,363 日	5,576 日	5,136 日	4,643 日	3,722 日

(13) 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	572 人	639 人	619 人	613 人	653 人
利用延日数	11,029 日	12,301 日	11,976 日	11,551 日	12,487 日

(14) 就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所の雇用に至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	3,044 人	3,305 人	3,527 人	3,944 人	4,230 人
利用延日数	50,718 日	55,493 日	56,962 日	63,471 日	65,714 日

(15) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	162 人	160 人	126 人	141 人	149 人
利用延日数	182 日	210 日	155 日	151 日	151 日

(16) 計画相談支援給付費（障害者総合支援法）

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画（サービス等利用計画）を作成します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	2,379 人	2,549 人	2,442 人	2,571 人	2,937 人

(17) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(18) 地域定着支援

居宅において単身等で生活をしている障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談などの支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	12 人	12 人	10 人	12 人	12 人

(19) 補装具給付費（購入・修理）

身体障害者（児）の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入や修理を行うための制度です。原則一割、利用者負担（月額上限あり）が必要となります。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
購入	件数	111 件	108 件	114 件	106 件	97 件
	金額	17,647,379 円	17,149,539 円	19,056,166 円	16,558,319 円	20,231,429 円
修理	件数	97 件	101 件	111 件	105 件	87 件
	金額	6,378,660 円	6,654,303 円	7,501,354 円	5,873,369 円	4,584,020 円
計	件数	208 件	209 件	225 件	211 件	184 件
	金額	24,026,039 円	23,803,842 円	26,557,520 円	22,431,688 円	24,815,449 円

○令和 6 年度 補装具公費支出内訳（品目は、給付のあるもののみ記載）（金額：円）

区 分		購入		修理	
		件数	公費支出額	件数	公費支出額
義肢	義足	1	378,473	2	312,382
	義手	1	87,715	0	0
装具（オーダーメイド）	下肢	6	736,314	4	79,730
	体幹	1	94,494	0	0
装具（レディメイド）	下肢	1	30,900	0	0
	上肢	2	616,200	0	0
座位保持装置	車いす	4	2,105,858	15	926,228
	電動車いす	0	0	6	481,835
	その他	6	3,051,671	12	522,864
視覚障害者安全つえ		12	63,199	0	0
義眼	オーダーメイド	2	276,342	0	0
眼鏡	弱視用	1	15,300	0	0
	遮光用	1	33,072	0	0
補聴器	高度難聴用耳かけ型	24	1,301,415	8	118,117
	重度難聴用耳かけ型	10	811,704	6	114,745
	重度難聴用ポケット型	1	62,540	0	0
	その他	0	0	1	25,043
車いす	自走用	5	1,281,713	17	956,524
	介助用	11	4,532,605	7	529,091
電動車いす	標準形	1	1,473,559	1	38,372
	簡易形	1	665,951	5	378,865
座位保持いす		1	71,789	2	82,404
頭部保持具		1	7,203	0	0
歩行器		1	346,726	0	0
重度障害者用意思伝達装置		3	2,186,686	1	17,820
計		97	20,231,429	87	4,584,020

（20）自立支援医療（更生医療）

身体障害者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、その障害を軽減または除去するための医療費の一部を助成する制度です。

利用者負担として、原則 1 割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて 1 か月当たりの負担上限額が設定されています。

○対象医療 冠動脈バイパス術、ペースメーカー植え込み術、人工弁置換術、人工関節置換術、人工透析、じん臓移植術、抗免疫療法、等

○更生医療の給付状況（令和 6 年度）

区 分	支払決定 実人員	金 額		
		公 費	自 費	合 計
肢 体 不 自 由	38 人	4,375,843 円	329,318 円	4,705,161 円
心臓機能障害	43 人	9,864,005 円	366,806 円	10,230,811 円
じん臓機能障害	418 人	201,285,261 円	16,113,155 円	217,398,416 円
肝臓機能障害	12 人	2,183,810 円	367,057 円	2,550,867 円
そ の 他	14 人	4,781,246 円	352,669 円	5,133,915 円
合 計	525 人	222,490,165 円	17,529,005 円	240,019,170 円

（21）自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の身体に障害のある児童又は医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、確実な治療の効果を期待できる人が指定医療機関において医療を受ける場合に、給付が受けられる制度です。

利用者負担として、原則 1 割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて 1 か月当たりの負担上限額が設定されています。

○育成医療の給付状況（令和 6 年度）

区 分	支払決定 実人員	金 額		
		公 費	自 費	合 計
視 覚 障 害	1 人	70,849 円	10,000 円	80,849 円
聴覚・平衡機能障害	2 人	153,517 円	21,829 円	175,346 円
音声・言語・そしゃく	10 人	389,636 円	62,564 円	452,200 円
肢 体 不 自 由	4 人	446,757 円	52,282 円	499,039 円
心臓機能障害	1 人	97,699 円	10,000 円	107,699 円
腎臓機能障害	1 人	19,587 円	0 円	19,587 円
そ の 他	2 人	371,202 円	25,000 円	396,202 円
合 計	21 人	1,549,247 円	181,675 円	1,730,922 円

（22）自立支援医療（精神通院医療）

一定の精神障害の状態にあり、通院により精神障害の治療を受けている方に対して、その治療費を公費にて助成します。利用者負担として、原則 1 割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて 1 か月当たりの負担上限額が設定されています。

○受給者数

令和3年4月1日現在	2,216人
令和4年4月1日現在	2,190人
令和5年4月1日現在	2,324人
令和6年4月1日現在	2,374人
令和7年4月1日現在	2,431人

(23) 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障害者やその家族からの総合的な相談のほか、支援困難ケースへの対応、障害者相談支援事業所間の連絡調整や支援、障害者に対する虐待の防止、啓発、権利擁護などを行います。

また、令和元年度からは、障害者ネットワーク推進事業を統合し、情報発信における障害福祉サービス提供基盤の強化を図っています。

委託先：くらし自立応援センターいわくに

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	991件	1,104件	1,079件	818件	803件

(24) 障害者相談支援事業

市内各地域の相談支援事業所において、専門知識を持った職員が、障害者及びその養護者・家族などから、日常生活支援や施設入所・通所支援、医療、職業、社会参加等の相談を受けるとともに、利用可能な福祉サービスの情報提供や利用調整、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

○実施事業所

- ①岩国市障害者サービスセンター（東部地域）
- ②地域生活支援センタートライアングル（東部地域）
- ③障害者地域生活支援センターしらかば（東部地域）
- ④緑風会障害者生活支援センター（南部地域）
- ⑤障害者支援センターリフレ（西部地域）
- ⑥障害者地域生活支援センタープログレス（北部地域）

(25) 手話通訳者等派遣事業

適当な意思伝達の仲介者が得られない聴覚障害者等が、公的機関や医療機関に赴くなど、社会生活を営む上で必要となる外出や、社会参加を促進するための講座や研修等に参加する際に、手話による意思疎通を支援するための手話通訳者等を派遣します。

派遣実績 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療・保健	48件	62件	108件	58件	50件
司法	0件	1件	1件	2件	1件
教育・保育	5件	3件	8件	10件	12件

派遣実績 区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
労働・雇用	0 件	0 件	5 件	11 件	0 件
公的機関	4 件	4 件	9 件	8 件	7 件
社会生活	12 件	15 件	18 件	3 件	9 件
社会活動・参加	4 件	13 件	30 件	39 件	20 件
その他	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件
合 計	73 件	98 件	181 件	131 件	99 件

(26) 手話奉仕員養成等事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話奉仕員を養成しています。講義・実技により日常会話に必要な手話の技術を習得します。

養成講習会では、国が定めたカリキュラムに沿って、有資格者が指導します。

講習修了者には、手話奉仕員証が交付されます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受講者数 (修了者数)	—	9 人 (6 人)	13 人 (6 人)	18 人 (12 人)	15 人 (10 人)

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため養成講座は中止

(27) 手話通訳者等設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を社会福祉協議会に設置し、聴覚障害者等とのコミュニケーションの仲介を行います。

また、手話奉仕員等の派遣など、聴覚障害者等の意思疎通支援にかかる調整を行います。

派遣実績 区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医療・保健	303 件	259 件	216 件	296 件	295 件
司法	3 件	6 件	1 件	12 件	36 件
教育・保育	27 件	52 件	29 件	60 件	45 件
労働・雇用	22 件	9 件	6 件	4 件	4 件
公的機関	64 件	75 件	63 件	95 件	65 件
社会生活	159 件	165 件	129 件	253 件	276 件
社会活動・参加	8 件	14 件	19 件	16 件	34 件
その他	35 件	27 件	35 件	43 件	35 件
合 計	621 件	607 件	498 件	779 件	790 件

(28) 要約筆記者等派遣事業

中途失聴者、難聴者等の意思伝達を、筆談により仲介支援します。

講演会等においては、講師等の話をパソコンやスクリーンを用いて、話の重要な

部分を損なうことなく要約して文字化することにより、コミュニケーション支援を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
派遣回数	3 回	10 回	11 回	14 回	11 回

(29) 要約筆記者養成事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、要約筆記者を養成しています。

養成講習は、国が定めたカリキュラムに沿って、有資格者が指導します。

講習修了者は、全国統一試験に合格することで、要約筆記者の資格を得ることができます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受講者数 (修了者数)	—	5 人 (3 人)	0 人 (0 人)	5 人 (4 人)	3 人 (3 人)

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため養成講座は中止

(30) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障がある重度の障害者（児）等に対し、日常生活上の便宜を図るため、障害者用の日常生活用具の給付等を行う制度です。原則一割、利用者負担（月額上限あり）が必要となります。

平成 25 年度の障害者総合支援法の改正に伴い、障害者の定義に難病患者が追加となり、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の対象となりました。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
公費支出件数	1,028 件	1,035 件	1,084 件	1,038 件	954 件
公費支出額	33,223,800 円	33,423,707 円	34,102,246 円	32,599,054 円	35,038,740 円

○給付対象品目

種 目	品 目	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	体位変換器
	特殊マット	移動用リフト
	特殊尿器	訓練いす
	入浴担架	訓練用ベッド
自立生活 支援用具	入浴補助用具	
	便器	火災警報機
	頭部保護帽	自動消火器
	T 字状、棒状のつえ	電磁調理器
	移動・移乗支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機
	特殊便器	聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	視覚障害者用体温計（音声式）
	ネブライザー（吸入器）	視覚障害者用体重計
	電気式たん吸引器	視覚障害者用血圧計
	酸素ボンベ運搬車	人工呼吸器用非常用電源
		動脈血中酸素飽和度測定器（パル

種 目	品 目	
		スオキシメーター)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	聴覚障害者用通信装置
	情報・通信支援用具	聴覚障害者用情報受信装置
	点字ディスプレイ	人工喉頭
	点字器	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）
	点字タイプライター	点字図書
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	人工内耳用体外機（スピーチプロセッサ）
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	人工内耳イヤモールド
	視覚障害者用拡大読書器	人工内耳用充電電池
	視覚障害者用ラジオ	人工内耳用充電器
	視覚障害者用時計	
排泄管理支援用具	ストマ用装具（蓄便袋）	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）
	ストマ用装具（蓄尿袋）	
	収尿器	
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	

(31) おむつ給付事業

在宅の重度身体障害者（児）に対し、月額 3,000 円分のおむつを給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした制度です。

○対 象 者

- 1 市内に住所を有する在宅の重度身体障害者であって、常時失禁及び寝たきりの状態のため、おむつが必要であると認められるもの
- 2 市民税非課税世帯に属するもの

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	3 人	2 人	3 人	3 人	4 人

(32) 移動支援事業

視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者、障害児であって社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出等について、付添いをする人がいないために支障があるときにヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。

障害者等の地域での自立した生活と社会参加を促すことを目的とした制度です。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	20 人	17 人	16 人	14 人	12 人
利用延時間	980 時間	701 時間	646 時間	576 時間	521 時間

(33) 地域活動支援センター

障害者等に対し、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行うことにより、社会参加、社会復帰、地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

○利用状況(令和6年度)

事業所名	利用者数
地域生活支援センタートライアングル	294 人
障害者支援センターリフレ	100 人
ふれあいワークランド岩国	68 人

(34) 日中一時支援事業

障害者（児）を介護している人が、疾病その他の理由等により介護ができない場合に、一時的に障害者（児）に対し見守り等の支援を行います。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	166 人	172 人	167 人	161 人	143 人
利用延日数	5,752 日	5,686 日	4,743 日	4,187 日	3,374 日
実施事業所数	15 ヶ所	15 ヶ所	16 ヶ所	16 ヶ所	16 ヶ所

(35) 自動車運転免許取得、改造助成事業

①自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者の自立と社会参加の促進を図るため、自動車運転免許取得（第1種運転免許に限る）に要する費用の一部を助成します。

○助成額 費用の2/3以内で100,000円が限度

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	3 件	0 件	0 件	1 件	0 件
公費支出額	300,000 円	0 円	0 円	100,000 円	0 円

②自動車改造費助成事業

身体障害者が自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる人に対し、費用の一部を助成（所得制限あり）します。

○助成額 100,000円が限度

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	7 件	11 件	6 件	3 件	2 件
公費支出額	700,000 円	1,100,000 円	519,580 円	222,880 円	200,000 円

(36) 心身障害者福祉啓発事業

障害者の社会参加への意欲の助長、及び障害者に対する理解の促進と啓発を図るため、毎年12月3日から9日の「障害者週間」に合わせて岩国市民文化会館にて作品展を行っています。

○令和6年度 12月7日（土）～12月9日（月） 岩国市民文化会館展示室

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出品者数	300 人	414 人	468 人	464 人	542 人
作品数	148 点	184 点	389 点	157 点	254 点

(37) 点訳奉仕員養成事業

視覚障害者のコミュニケーション手段である点字の普及啓発を図るとともに、視覚障害者への情報提供を支援する「点訳奉仕員」を平成 26 年度から養成しています。

講義・実技により点字でのコミュニケーション伝達・情報提供・図書製作に必要な点訳の技術を習得します。（平成 27 年度から隔年実施に変更）

講座を終了された方には、点訳奉仕員証が交付されます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受講者数 (修了者数)	—	7 人 (5 人)	—	6 人 (6 人)	—

(38) 岩国市療育センター

心身に障害がある、又は心身に障害があると疑われる児童及びその保護者等に、療育に関する総合的な相談支援や、日常生活訓練、機能訓練、集団療育訓練、その他の療育訓練を行うことにより、障害の除去又は軽減を図ります。

本市では、岩国市医療センター医師会病院の敷地内に「岩国市療育センター」を開設し、岩国市医師会への事業委託により、障害児等総合療育相談訓練事業及び障害児等集団療育訓練事業を実施しています。

「岩国市療育センター」では、医師や臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などの専門のスタッフにより、療育相談から診断・評価・指導・訓練、機関連携や保護者支援などの総合的な支援を行っています。

○延べ利用人数（岩国市及び和木町）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談 (医師・心理士)	2,977 人	2,937 人	2,760 人	2,827 人	2,829 人
個別訓練	3,819 人	3,351 人	3,577 人	4,342 人	4,154 人
集団訓練	286 人	276 人	288 人	347 人	297 人

(39) 成年後見制度利用支援事業

①成年後見制度利用支援事業

障害者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、障害者の権利擁護の推進を図ります。

②成年後見等報酬助成事業

成年後見人等に対する報酬の一部を助成することにより、成年後見制度の利用支援及び経済的負担の軽減を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市長申立件数	0 件	0 件	0 件	1 件	3 件
報酬助成件数	2 件	2 件	2 件	3 件	3 件

(40) 理解促進研修・啓発事業

知的障害等の心身障害児（者）が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去・軽減するため、障害者等の理解を深めるための研修等を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

年 度	研修等種別及びテーマ
令和 2 年度	基調講演 ※岩国市内における新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ中止 市民公開講座 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和 3 年度	イベント活動 ※岩国市内における新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ中止 市民公開講座 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和 4 年度	講演会 落語家「柳家花緑」氏による講演・落語 「物の見方で全てが変わる！発達障害は生涯発達！」
令和 5 年度	講演会「野田恭子」氏による講演・ピアニスト「野田あすか」氏によるミニ演奏会 「発達障害のピアニストからの手紙」 ～どうしてまわりとうまくいかないのか？～
令和 6 年度	講演会「牧野友香子」氏による講演 「耳が聞こえなくなったら」

(41) 障害者（児）通園助成事業

交通機関を利用して、市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生産活動を行い利用者が工賃を得ることのできる地域活動支援センター等に通園する人の通園費の一部を助成することにより、心身障害者（児）の福祉の増進を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	83 人	86 人	83 人	88 人	97 人
助成額	7,432,920 円	8,160,490 円	7,540,300 円	7,903,190 円	7,691,040 円

(42) 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障害者（児）に対し、訪問入浴サービスを行うことにより、入浴困難者の健康の増進及び衛生の保持並びに介護者の負担軽減を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	57 人	48 人	48 人	46 人	46 人
利用延日数	389 日	338 日	275 日	241 日	249 日

(43) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象でない児童に対し、障害者総合支援法の補装具費支給制度の補完的措置として補聴器購入費等を助成することにより、軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達や学力の向上を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	6 件	5 件	4 件	7 件	6 件
公費支出額	481,206 円	242,084 円	239,588 円	315,258 円	396,998 円

(44) 障害者就労支援サポート事業

職に就くため就労訓練等を行う障害者に対して、交通費等の支給支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を推進します。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	1 件	5 件	3 件	5 件	5 件
助成額	3,800 円	56,860 円	8,580 円	19,800 円	12,620 円

(45) 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を過ごせるよう、障害者、その家族、地域住民等による、自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	1 件	0 件	1 件	2 件	2 件
助成額	92,910 円	0 円	100,000 円	181,596 円	145,994 円

(46) 障害者地域生活継続・移行支援事業

障害者の家族等の緊急時や「親亡き後」を見据えた一人暮らし体験を希望する場合などに、障害者に対して、一時的に居室の提供や見守り支援等を行います。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	2 人	4 人	3 人	4 人
利用延日数	55 日	20 日	30 日	55 日

高 齢 者 福 祉

1. 高齢者の状況 <高齢者支援課>

(1) 高齢者人口（各年とも4月1日現在の住民基本台帳による。）

区分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		人数(人)	構成(%)	人数(人)	構成(%)	人数(人)	構成(%)
総人口		125,437		123,276		120,931	
高齢者	65歳～69歳	8,887	7.1	8,598	7.0	8,423	7.0
	70歳～74歳	11,073	8.8	10,337	8.4	9,508	7.9
	75歳～79歳	8,936	7.1	9,519	7.7	10,060	8.3
	80歳以上	17,088	13.6	17,211	14.0	17,132	14.2
計		45,984	36.7	45,665	37.0	45,123	37.3

※外国人含まない

(2) 地区別高齢者人口（各年とも4月1日現在の住民基本台帳による。）

地区名	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	総人口	高齢者	構成	総人口	高齢者	構成	総人口	高齢者	構成
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
岩 国	10,372	3,594	34.7	10,254	3,593	35.0	10,090	3,547	35.2
平 田	9,495	3,309	34.8	9,390	3,307	35.2	9,165	3,284	35.8
麻里布・東	23,646	7,462	31.6	23,212	7,417	32.0	22,989	7,396	32.2
装 港	1,887	723	38.3	1,876	717	38.2	1,867	697	37.3
川 下	8,476	2,464	29.1	8,353	2,446	29.3	8,213	2,412	29.4
愛 宕	11,379	3,713	32.6	11,114	3,645	32.8	10,918	3,601	33.0
灘	11,631	4,338	37.3	11,437	4,353	38.1	11,216	4,318	38.5
柱 島	137	111	81.0	137	109	79.6	119	98	82.4
小 瀬	661	372	56.3	649	370	57.0	620	359	57.9
藤 河	2,224	621	27.9	2,198	622	28.3	2,138	618	28.9
御 庄	2,442	659	27.0	2,417	669	27.7	2,369	660	27.9
北河内	1,088	558	51.3	1,054	565	53.6	1,027	556	54.1
南河内	1,143	612	53.5	1,122	606	54.0	1,068	587	55.0
師木野	488	275	56.4	477	269	56.4	467	263	56.3
通 津	4,067	1,637	40.3	3,919	1,611	41.1	3,774	1,571	41.6
由 宇	7,861	3,278	41.7	7,731	3,268	42.3	7,619	3,272	42.9
玖 珂	10,153	3,511	34.6	10,081	3,500	34.7	9,942	3,501	35.2
本 郷	664	443	66.7	648	431	66.5	610	412	67.5
周 東	11,336	4,726	41.7	11,133	4,684	42.1	10,893	4,582	42.1
錦	2,143	1,320	61.6	2,070	1,289	62.3	1,953	1,230	63.0
美 川	787	564	71.7	733	526	71.8	686	506	73.8
美 和	3,357	1,694	50.5	3,271	1,668	51.0	3,188	1,653	51.9
計	125,437	45,984	36.7	123,276	45,665	37.0	120,931	45,123	37.3

※外国人含まない

2. 養護老人ホーム <高齢者支援課>

○利用対象者 原則として、65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方

○入所の申出 入所の要否に当たっては、在宅福祉サービスの利用状況などを勘案し、入所判定委員会で総合的に判定されます。

○市内の施設 ・久楽荘（運営主体 玖珂地方老人福祉施設組合 入所定員 90 人）

・松風荘（運営主体 玖珂地方老人福祉施設組合 入所定員 50 人）

○入所等の状況 (4 月 1 日現在)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市内の施設	116 人	107 人	88 人	96 人	87 人
市外の施設	14 人	12 人	12 人	14 人	13 人
計	130 人	119 人	100 人	110 人	100 人
待機者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3. 高齢者福祉 <高齢者支援課>

(1) 緊急通報システム整備事業

地域で安心して末永く生活することができるよう、広く緊急通報装置の設置を推進して、急病、災害等の緊急時に通報が迅速に行える体制を確保します。

○対 象 者 65 歳以上のひとり暮らし、又はひとり暮らしに準ずる世帯の方

○利用者負担金 月 517 円

○設置実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規台数	81 台	99 台	140 台	110 台	143 台
廃止台数	132 台	132 台	145 台	123 台	134 台
現設置台数	827 台	796 台	761 台	743 台	736 台

(※休止中のものを除く)

(2) 生活支援ハウス運営事業

高齢者に対し介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、当該高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としています。

○利用対象者 岩国市内に居住する概ね 65 歳以上のひとり暮らしの方又は夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することが不安な方

○事業内容 住居の提供、入浴及び給食、生活指導及び援助、地域住民との交流、健康チェック等

○市内の施設 ・美川生活支援ハウスひまわり 定員 10 人

・美和生活支援ハウスやすらぎ 定員 10 人

・錦生活支援ハウスやまなみ荘 定員 10 人

(3) 地域生活支援短期宿泊サービス事業

介護者等の疾病、冠婚葬祭などの事由により、一時的に在宅生活が困難な高齢者に対して、短期間の宿泊場所を提供し、必要な指導や支援を行います。

- 対 象 者 市内に住所を有する概ね 65 歳以上の高齢者で、原則要介護認定または要支援認定を受けていない方。ただし、入院加療を要する状態にある方や感染性疾患のある方は利用できません。
- 利用期間 1 回につき 7 日間まで ※同一年度内に 2 回の利用を限度とする
- 利 用 料 (1 日あたり) 利用者負担金 (400 円) + 食材料費等 (1,000 円)
※市民税非課税世帯の方は、利用者負担金に限り市が負担します。
- 実施施設 玖珂地方養護老人ホーム久楽荘 (玖珂町)
玖珂地方養護老人ホーム松風荘 (本郷町)
養護老人ホーム寿海苑 (平生町)

(4) 老人クラブ育成

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。

○会員の年齢 概ね 60 歳以上、ただし、60 歳未満の加入を妨げないものとします。

○加入者の状況 (補助金を申請したクラブに限る) (4 月 1 日現在)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
クラブ数	154 団体	147 団体	129 団体	128 団体	121 団体
会 員 数	5,058 人	4,679 人	4,061 人	3,901 人	3,604 人

(5) 渡船料助成事業 (旧岩国市のみ)

柱島地区における高齢者が渡船を利用する場合、料金の一部を助成するための渡船利用券を交付します。

○対 象 者 柱島地区に住所を有し、現に居住している方で、満 65 歳以上の方

○交付内容 片道乗船券を年 96 枚交付します。(付添人 (1 人のみ) も使用可能)

○交付実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	105 人	104 人	99 人	86 人	85 人

(6) 高齢者等優待乗車証交付事業

市内に住所を有する高齢者に対し、いわくにバス・防長バス等で利用できる優待乗車証を交付します。

○交付対象者 市内に住居を有する 70 歳以上の方

※1 乗車ごとに 100 円の負担が必要です。

(7) 錦川清流線運賃助成事業

○対 象 者 敬老優待乗車証を有する 70 歳以上の方

○助成内容 6,000 円分の利用券を 4,000 円で購入できるよう助成します。

○利用区間 錦川清流線の錦町駅から川西駅まで

○助成実績

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	140 件	152 件

(8) 柱島航路運賃助成事業

- 対 象 者 敬老優待乗車証を有する 70 歳以上の方
- 助成内容 乗船 1 回分につき半額の運賃で乗船できるよう助成します。
- 対象航路 岩国港から柱島港、端島港または黒島港まで
- 助成実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	942 件	1,074 件	920 件

(9) 敬老行事

- 高齢者の長寿をお祝いし、100 歳を迎える方に祝状・祝金をお贈りします。
- 長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、敬老会等の開催に対し補助金を交付します。
併せて、高齢者への敬愛意識の向上、生きがいつくりや地域での交流を深めます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
敬老会 参加者数	0 人	246 人	276 人	2,949 人	2,863 人

(補助金交付対象の 75 歳以上参加者のみを計上)

- *令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により補助金交付対象の敬老会は未開催。
- *令和 3 年度、4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により補助金交付対象の敬老会の一部のみ開催。

(10) 日常生活用具給付事業

おむつ給付事業

- 給付対象者 65 歳以上の、在宅または入院中で常時失禁状態にあり、今後もその状態が継続し、おむつが必要であると認められる寝たきり老人等で、市民税非課税世帯かつ要介護状態区分等が要介護 3 以上の方
- 給 付 内 容 1 か月 3,000 円を限度とし、申請のあった日の属する月の翌月からおむつ給付券を交付しています。また、入院中の方であって、病院からおむつを購入しなければならない等の理由により、給付券を利用できない場合は、申請により償還払いが可能です。

(11) 高齢者はり・きゅう助成事業

はり又はきゅうの施術費の一部を助成し、高齢者の健康の増進に寄与することを目的としています。

- 対 象 者 75 歳以上の方
- 利用限度 1 日 1 回、1 か月に 5 回を限度とするはりきゅう受診券を申請により交付します。
- 助 成 額 1 術 1,130 円(初回のみ 2,490 円)、2 術 1,240 円(初回のみ 2,800 円)を助成します。

い い

(12) 高齢者活き行きサポート事業(タクシー料金助成事業)

- 対 象 者 市内に在住する運転免許証(原付を含む)を持っていない 75 歳以上の方
- 交付枚数 4 枚/月
- 助 成 額 1 乗車につき最大 6 枚まで使用でき、1 枚につき 500 円を助成します。

○交付実績

区 分	令和2年度 (9月～)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付者数	6,786 人	8,555 人	9,013 人	9,230 人	9,256 人

(13) あんしん情報カプセル交付事業

市内に居住するひとり暮らし等の世帯へ、あんしん情報カプセルを交付します。

カプセルの中に緊急連絡先などの情報を記入した用紙を入れて自宅冷蔵庫で保管することで、迅速な救急活動に役立てます。(平成23年度はひとり暮らし高齢者世帯へ配布、平成24年度以降は対象者を拡大し申請制になりました。)

○対 象 者 65 歳以上ひとり暮らし世帯、65 歳以上ひとり暮らしに準ずる世帯、75 歳以上ふたり暮らし高齢者世帯

○交付内容 カプセル一式、あんしん情報シート、リーフレット「あんしん情報カプセル」

○交付実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数	191 件	247 件	282 件	219 件	343 件

(14) 高齢者補聴器購入費助成事業

コミュニケーション能力の向上や認知症の予防、閉じこもりの防止を図り、社会参加を支援するため、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

○対 象 者 過去5年以内に助成を受けていない65 歳以上の軽度・中等度難聴者で耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方。

購入前に医師意見書、登録補聴器店での見積書を添えて申請が必要。

○助成内容 補聴器購入費用を1 回につき30,000 円を上限として助成します。

○助成実績

区 分	令和6年度
助成件数	192 件

(15) 災害時要援護者避難支援事業

公的な避難支援の必要性が特に高い、介護関係施設への避難が必要なねたきり高齢者が迅速かつ安全に避難できるとともに、住み慣れた地域で安心して生活できることを目的としています。

避難受入協定締結事業所数 29 事業所

訪問調査業務法人数 36 法人

避難支援移送事務事業所数 3 事業所

○災害時要援護者避難支援登録者数(高齢者)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	27 人	25 人	22 人	24 人	24 人

児 童 福 祉

1. 児童福祉の概略 〈こども家庭課・保育幼稚園課〉

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

児童福祉法第1条のこの規定は、児童は社会福祉を受ける権利者であることを示しています。また、第2条においては「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、国民と国及び地方公共団体の責務が示されています。

これらは「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、全て児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」とされています。

福祉事務所では、児童相談所、児童委員等と協力して、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、保護者と児童の支援につながる環境づくりを推進しています。

児童福祉に関する業務のうち、保育を必要とする乳幼児、養育者のいない児童、入所保護を要する母子などからその相談に応じ、必要な調査を行い、それぞれ保育所等児童福祉施設への入所に関する業務を行っています。

2. 児童手当 〈こども家庭課〉

児童を養育する親等に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

○支給要件 高校生年代までの児童を養育している親等に支給されます。

○支給月額 3歳未満の第1子、第2子は15,000円。第3子以降は30,000円。

3歳から高校生年代までの第1子、第2子は10,000円。第3子以降は30,000円。

※所得制限なし

○児童手当支給状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	7,344人	6,680人	6,953人	6,689人	8,178人
支給対象児童数	12,750人	11,470人	12,039人	11,560人	14,675人

※受給者数及び支給対象児童数は、各年度2月末時点の人数

3. 保育園・幼保連携型認定こども園 〈保育幼稚園課〉

保育園は、児童の保護者等が就労又は疾病等の理由により、その監護すべき乳幼児について保育を必要とする場合に、日々保護者の下から通わせて保育することを目的とする施設です。このため保育園は、保育を必要とする児童を家庭の保護者等に代わって保護育成し、児童の家庭の状況に応じて、その児童の心身の健全な発達を図る役割をめています。

また、幼保連携型認定こども園は、保育園的機能と幼稚園的機能の両方の機能をあわせ持った単一の施設です。

本市には、保育園が市立 8、私立 18 の計 26 園、幼保連携型認定こども園が市立 2、私立 2 の計 4 園あります。

その他、保育園や幼保連携型認定こども園では、園の持っている機能を積極的に活用するため、延長保育、障害児保育、休日保育、一時保育、地域子育て支援センター等の事業を行っています。

(単位：人)

保 育 園 等 名	年 齢 別 在 籍 児 童 数 (令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)								所 在 地
	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
ひ が し 保 育 園	130	5	14	26	25	24	26	120	桂町 2-4-56
かわしも保育園	90	4	7	10	11	15	18	65	中津町 2-7-20
くろいそ保育園	50	2	3	2	4	6	7	24	黒磯町 2-47-43
えきまえ保育園	90	4	12	13	19	19	14	81	麻里布町 7-1-5
ほんごう保育園	20	0	1	0	1	2	3	7	本郷町本郷 2058-1
わかば保育園	50	0	8	8	12	12	10	50	周東町上久原 1100-1
そお保育園	20	1	1	2	3	6	7	20	周東町祖生 4504-4
ながの保育園	20	2	3	1	5	2	5	18	周東町下須通 429-3
にこにこちどりこども園	120	2	7	9	12	17	20	67	由宇町港 1-17-1
さかうえこども園	70	1	4	3	6	6	10	30	美和町渋前 431-1
(公 立) 小 計	660	21	60	74	98	109	120	482	

(単位：人)

保 育 園 等 名	年 齢 別 在 籍 児 童 数 (令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)								所 在 地
	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
海 土 路 保 育 園	100	5	13	18	21	20	20	97	海土路町 2-2-5
常 照 保 育 園	130	8	19	27	28	21	26	129	門前町 2-28-15
万 行 寺 保 育 園	70	4	6	15	13	15	12	65	楠町 3-7-21
平 田 保 育 園	90	3	10	14	10	20	13	70	平田 6-4-20
曙 保 育 園	60	1	6	10	7	8	10	42	錦見 2-11-30
麻 里 布 保 育 園	60	9	5	7	7	10	9	47	立石町 3-3-24
称 光 寺 保 育 園	90	2	12	14	12	18	20	78	今津町 6-13-13
あ さ ひ 保 育 園	70	2	9	9	14	11	15	60	旭町 1-1-1

(単位:人)

ひかり保育園	30	0	3	4	6	3	4	20	小瀬 294-4
錦南保育園	70	1	12	14	15	12	16	70	牛野谷町 3-29-11
由宇保育園	60	0	8	10	10	5	14	47	由宇町南 2-10-17
清華保育園	60	2	7	8	12	5	16	50	由宇町千鳥ヶ丘 3-1-7
ルンビニ保育園	60	1	7	11	9	11	10	49	玖珂町 5950-2
玖珂保育園	110	4	12	18	27	18	24	103	玖珂町 807
ひろせ保育園	20	0	1	4	3	3	1	12	錦町広瀬 6570
リボン保育園	60	9	26	20	0	0	0	55	川西 1-7-5
たんぽぽ保育園	110	7	19	22	24	24	23	119	周東町下久原 771-16
たかもり本陣保育園	110	5	11	21	23	21	23	104	周東町下久原 1265-1
認定こども園川西保育園	100	0	0	0	31	20	40	91	川西 1-7-3
認定こども園梅が丘保育園	45	0	0	0	5	2	8	15	平田 6-50-27
(私立)小計	1,505	63	186	246	277	247	304	1,323	
その他	—	1	6	6	3	8	9	33	市外
合計	2,165	85	252	326	378	364	433	1,838	

(1) 延長保育事業

保護者等の就労形態の多様化による、延長保育のニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施しています。

(2) 休日保育事業

保護者等の就労形態の多様化に伴う、休日保育のニーズに対応するため、日曜日、祝休日において保育を実施しています。令和6年度は、延べ271人の利用がありました。

○実施保育園 えきまえ保育園

(3) 一時預かり事業

保護者等が疾病等の理由により、家庭において保育ができない場合、児童を緊急・一時的に保育園において保育します。令和6年度は、延べ1,534人の利用がありました。

○利用料金 1,800円/日(ただし、4時間未満の場合は900円/日)

(4) 病児保育事業

保育園等に通園中の児童が病気回復期等であり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を預かり、保育を行う事業で、現在、岩国病院の「キッドイン」、岩国メディカルサポートの「シックキッズ」、医師会病院の「ぶちはび」、高森福祉会の「キッズたかもり」の4か所において実施しています。

○利用人数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	761 人	781 人	1,205 人	1,743 人	1,917 人

4. こども相談室 〈こども家庭課〉

こども相談室に家庭相談の専門職員を配置し、家庭における児童養育の相談、指導を行うことで児童福祉の向上を図っています。

○こども相談室新規相談件数

相 談 種 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
養 護 相 談	459 件	476 件	521 件	287 件	495 件
保 健 相 談	6 件	0 件	0 件	3 件	17 件
障 害 相 談	11 件	9 件	6 件	8 件	12 件
非 行 相 談	4 件	0 件	5 件	1 件	1 件
育 成 相 談	17 件	15 件	22 件	19 件	40 件
その他相談	11 件	1 件	0 件	0 件	4 件
合 計	508 件	501 件	554 件	318 件	569 件

5. こども館 〈こども家庭課〉

平成 16 年 4 月に開館し、子どもの健全育成と子育て支援の拠点としての活動を進めてきました。子どもに健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子育て中の親の不安や負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

また、妊娠・出産・子育ての相談や情報提供をこども家庭センターと共同で行っています。

そのほかに児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づき「地域子育て支援拠点事業（やまぐち版まちかどネウボラ）」を展開し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

○住 所 岩国市桂町二丁目 6 番 1 号

○開所時間 10：00～17：00

○休 館 日 火曜日及び祝休日と年末年始（12/29～1 / 3）

○利用実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	23,171 人	20,819 人	25,558 人	30,000 人	26,996 人

6. 児童館 〈こども家庭課〉

児童に健全な遊び場を提供し、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とした施設で、市内に 3 か所あります。

施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
しゅうとう児童館	742-0417	周東町下久原 1169-1	0827-84-0112	0827-84-0112
わ か ば 児 童 館	742-0413	周東町上久原 1075-2	0827-84-4456	0827-84-4461
に し き 児 童 館	740-0724	錦町広瀬 1122-1	0827-72-3244	0827-72-3244

7. 放課後児童教室 〈保育幼稚園課〉

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。本市には、休室中の公立2施設を除く公立28施設、私立2施設の計30施設が運営しています。

(単位：人)

教 室 名	学年別在籍児童数（令和7年5月1日現在）								所在地
	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
岩国放課後児童教室	205	52	47	33	31	10	0	173	岩国 3-1-18 岩国 2-17-28
麻里布放課後児童教室	165	50	50	28	20	0	0	148	山手町 1-7-41
川下放課後児童教室	85	27	32	24	0	0	0	83	車町 1-1-43
東放課後児童教室	100	41	32	27	9	0	0	109	三笠町 2-1-9
平田放課後児童教室	130	38	35	29	11	0	0	113	平田 3-5-1
灘放課後児童教室	80	29	22	14	5	0	1	71	南岩国町 5-60-3
愛宕放課後児童教室	125	28	37	18	21	3	7	114	尾津町 1-1-11 尾津町 1-2-26
中洋放課後児童教室	50	4	5	6	5	2	0	22	青木町 2-33-1
通津放課後児童教室	70	16	10	18	2	5	1	52	通津 2720
装港放課後児童教室	休室								新港町 4-16-30
藤河放課後児童教室	25	11	10	7	0	0	0	28	多田 1346-2
御庄放課後児童教室	40	9	7	10	7	0	0	33	御庄 1372
小瀬放課後児童教室	20	0	1	1	0	0	0	2	小瀬 288-1
杭名放課後児童教室	20	1	4	2	2	4	3	16	杭名 18-2
河内放課後児童教室	30	1	1	2	1	1	1	7	土生 82
柱野放課後児童教室	20	0	0	0	0	1	3	4	柱野 1092-3
由西放課後児童教室	20	2	1	0	2	2	0	7	由宇町 3300-1
由宇放課後児童教室	70	11	21	14	6	2	0	54	由宇町 中央 2-10-1
神東放課後児童教室	15	0	0	0	0	0	2	2	由宇町 神東 10448-1

(単位：人)

教 室 名	学年別在籍児童数（令和7年5月1日現在）								所在地
	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
玖珂放課後児童教室	100	37	40	15	4	0	1	97	玖珂町 527-2 玖珂町 540
本郷放課後児童教室	15	0	1	1	1	2	1	6	本郷町 本郷 1510
周東中央放課後児童教室	100	19	29	13	4	1	1	67	周東町 下久原 1169-1
周東米川放課後児童教室	30	3	5	2	2	0	2	14	周東町 西長野 574
周東修成放課後児童教室	20	1	2	2	3	3	2	13	周東町 西長野 1141
そお放課後児童教室	20	3	2	5	4	1	1	16	周東町 祖生 5860
周東川上放課後児童教室	20	2	2	0	0	0	1	5	周東町 下久原 3032
錦放課後児童教室	25	4	2	1	4	2	0	13	錦町 広瀬 1122-1
美川放課後児童教室	休室								美川町 南桑 2365
美和放課後児童教室	40	7	6	4	9	1	6	33	美和町 生見 739-1
東第二放課後児童教室	30	0	0	0	10	8	2	20	三笠町 2-2-16
（公立）小 計	1,670	396	404	276	163	48	35	1,322	

(単位：人)

教 室 名	学年別在籍児童数（令和7年5月1日現在）								所在地
	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
学童教室いちょうの家	20	7	0	2	5	3	1	18	川西 1-7-3
レノファ学童クラブ	68	0	0	0	0	0	0	0	麻里布町 7-1-8
（私立）小 計	88	7	0	2	5	3	1	18	
合 計	1,758	403	404	278	168	51	36	1,340	

8. ことば・きこえの教室（幼児部） 〈障害者支援課〉

発語の遅れや、「うまく話せない」、「うまく発音できない音がある」といった問題を抱えている未就学の幼児が、コミュニケーションに関する個人指導を受けることができる教室です。

教室では、その子の個性や興味・関心を大切にしながら、話し方や発音を改善したり、家庭や集団生活における適応力を高めるためのコミュニケーション支援を行います。

麻里布小学校の「ことばの教室（学童部）」に併設して支援を行っています。

また、玖珂小学校に「ことば・きこえの教室玖珂分室」を、由宇小学校に「ことば・きこえの教室由宇分室」を開設しています。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
通級実人数	68 人	73 人	71 人	63 人	58 人

9. 乳幼児医療費助成制度 〈こども家庭課〉

乳幼児の保険適用分医療費の一部(自己負担額)を保護者に公費助成することにより、乳幼児の保健の向上と児童福祉の増進を図ります。

○対 象 者 小学校就学前児

○所得制限 市町村民税税額控除前所得割額 136,700 円以下の世帯（父母の合算額）
平成 24 年 8 月 1 日からは、年少扶養控除廃止等に伴い、0～15 歳まで扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 19,800 円を減じ、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 7,200 円を減じています。

平成 28 年 10 月 1 日から所得制限を超える場合は市制度により助成しています。

○留意事項 県外での受診については、その医療機関では一旦自己負担となりますが、その後に市の窓口で払戻しの手続きが行えます。

○受給者実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数	5,756 人	5,573 人	5,358 人	5,151 人	4,936 人

10. こども医療費助成制度（平成 20 年 10 月 1 日再編交付金を活用し事業開始）

〈こども家庭課〉

小中学生の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を保護者に公費助成することにより、小中学生の保健の向上と児童福祉の増進を図ります。

平成 28 年 10 月 1 日から所得制限を撤廃し、対象年齢を中学生まで拡大して医療費を助成しています。

○対 象 者 小中学生

○所得制限 なし

○留意事項 県外での受診については、その医療機関では一旦自己負担となりますが、その後に市の窓口で払戻しの手続きが行えます。

○受給者実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数	8,972 人	8,791 人	8,721 人	8,515 人	8,212 人

11. 岩国市太陽の家 〈保育幼稚園課〉

心身に障害のある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを通じて、児童の心身の健やかな育成を図ります。

岩国市太陽の家は、昭和 48 年に市の独自事業による「心身障害児通園事業施設」として開設されました。

その後、支援費制度の導入や児童福祉法、障害者自立支援法の改正などを経て、現在は、児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」の通所施設として運営しています。

12. 障害児通所支援（平成 24 年 4 月分から） 〈障害者支援課〉

※平成 24 年 4 月 1 日児童福祉法改正により、児童デイサービスが障害者自立支援法におけるサービスから児童福祉法における障害児通所支援へ体系変更されました。

(1) 児童発達支援

未就学の障害児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	646 人	987 人	1,129 人	1,413 人	1,725 人
利用延日数	7,624 日	9,987 日	11,533 日	14,427 日	16,853 日

(2) 放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	2,771 人	2,871 人	3,256 人	3,376 人	3,954 人
利用延日数	27,334 日	28,767 日	29,800 日	34,262 日	38,771 日

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を利用している障害児につき、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	65 人	273 人	307 人	628 人	770 人
利用延日数	192 日	716 日	787 日	1,255 日	1,488 日

(4) 障害児相談支援給付費

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。利用するサービス種別によって、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画又は児童福祉法に基づく障害児支援利用計画に区分されます。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用延人数	769 人	849 人	986 人	1,054 人	1,223 人

13. 子育て短期支援事業 〈こども家庭課〉

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護す

ることにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

○利用期間 7日以内

○利用料金 一般世帯 2歳未満又は慢性疾患児 日額4,600円、
2歳以上 日額2,600円、緊急一時保護の母親 日額670円
市民税非課税世帯 2歳未満又は慢性疾患児 日額920円、
2歳以上 日額920円、緊急一時保護の母親 日額330円
生活保護世帯 無料

○利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	67世帯	85世帯	161世帯	85世帯	39世帯
2歳未満	32人	15人	42人	12人	19人
2歳以上	211人	304人	712人	312人	159人

14. 地域子育て支援センター拠点事業 〈保育幼稚園課・こども家庭課〉

子育て家庭の支援のため、交流の場所を提供し、育児不安についての相談指導や、子育てサークル等の育成、支援を行います。

現在、公共施設2か所（こども館、わかば児童館）、保育園等6か所（川西保育園、あさひ保育園、玖珂保育園、たかもり本陣保育園、にこにこちどりこども園、さかうえこども園）の計8か所で実施しています。

ひとり親及び寡婦福祉

1. ひとり親及び寡婦福祉の概要 〈こども家庭課〉

ひとり親及び寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）家庭に対し、その生活の経済的、社会的安定と向上を図るために必要な措置を講じ、ひとり親及び寡婦家庭の福祉を増進させるため各種の援護を行っています。

2. 児童扶養手当 〈こども家庭課〉

父母の婚姻解消、父又は母の死亡、生死不明、障害等の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する父又は母あるいは養育者に支給します。

ただし、所得により一部支給停止又は全額支給停止される場合があります。

○手 当 月 額

区 分	児童 1 人の場合	児童 2 人目以降の加算額
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	46,680～11,010 円	11,020～5,520 円

※児童扶養手当の支給額は自動物価スライド制により変動し、上記金額は令和7年4月分からの手当額

○児童扶養手当支給状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	1,063 人	1,015 人	956 人	941 人	918 人

※受給者数は各年度3月末時点の人数

3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付 〈こども家庭課〉

母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している児童の福祉を増進するため、次のような貸付事業を行っています。

- ①事業開始資金 ②事業継続資金 ③修学資金 ④技能習得資金
- ⑤修業資金 ⑥就職支度資金 ⑦医療介護資金 ⑧生活資金
- ⑨住宅資金 ⑩転宅資金 ⑪就学支度資金 ⑫結婚資金

※父子家庭は平成26年10月から対象

○貸付実績 平成27年度 1件 1,080千円、平成28年度以降実績なし

4. 母子父子自立支援員 〈こども家庭課〉

ひとり親及び寡婦家庭に対する相談機関として、母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子父子自立支援員を福祉事務所に配置し、福祉事務所の業務の一環として、ひとり親家庭等の福祉に関し必要な実情の把握と各種相談に応じ、指導するなどの事業に従事しています。具体的な職務内容としては、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動等に関する支援です。この母子父子自立支援員の取り扱う相談の種類は、ひとり親家庭等の生活全般にわたる相談であって、令和6年度の延べ相談件数は次

のとおりです。

○相談別件数

母子相談

生活援護		生活一般		児童	
母子福祉資金	91 件	住 宅	1 件	養 育	0 件
公 的 年 金	1 件	医 療	0 件	教 育	1 件
児童扶養手当	0 件	家 庭 紛 争	24 件	非 行	0 件
生活保護	1 件	就 労	100 件	就 職	0 件
税 金	0 件	結 婚	1 件	そ の 他	0 件
そ の 他	0 件	養 育 費	16 件		
		借 金	1 件		
		そ の 他	36 件		
小 計	93 件	小 計	179 件	小 計	1 件
				合 計	273 件

父子相談

生活援護		生活一般		児童	
母子福祉資金	3 件	住 宅	0 件	養 育	0 件
公 的 年 金	0 件	医 療	0 件	教 育	0 件
児童扶養手当	0 件	家 庭 紛 争	0 件	非 行	0 件
生活保護	0 件	就 労	5 件	就 職	0 件
税 金	0 件	結 婚	0 件	そ の 他	1 件
そ の 他	0 件	養 育 費	0 件		
		借 金	0 件		
		そ の 他	4 件		
小 計	3 件	小 計	9 件	小 計	1 件
				合 計	13 件

5. 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金 〈こども家庭課〉

母子家庭の母は、就業経験が乏しいことなどから、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多く、また父子家庭においても所得の状況や就業の状況などから同様の困難を抱える家庭もあることから、次のような自立支援策を行っています。

※父子家庭は平成 26 年 10 月から対象

- ①自立支援教育訓練給付金 ②高等職業訓練促進給付金

○給付状況

事業名	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立支援教育 訓練給付金	1人	4人	1人	1人	0人
高等職業訓練 促進給付金	9人	10人	6人	7人	5人

6. ひとり親家庭等医療費助成制度 〈こども家庭課〉

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、又は高校課程に在学する者で20歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭等(父母のいない児童が含まれます。)の保険適用分医療費の一部(自己負担額)を公費助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と生活の安定並びに福祉の増進を図ります。

○対象者 ①ひとり親家庭の母または父と児童

②父母のいない児童

③配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている母または父と児童

④そのほか何らかの理由で、配偶者が扶養できない状態にある母または父と児童

○所得制限 市町村民税所得割が非課税世帯であること。

(対象児童が同居する世帯の中で、その児童とその直系血族及び生計中心者に限る兄弟全てが非課税であること。)

平成24年8月1日からは、年少扶養控除廃止等に伴い、0～15歳までの扶養親族がいる場合は、1人につき課税額から19,800円を減じ、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は、1人につき課税額から7,200円を減じています。

○留意事項 県外での受診については、その医療機関では一旦自己負担となりますが、その後に市の窓口で払戻しの手続きが行えます。

○受給者実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	1,997人	1,901人	1,706人	1,610人	1,740人

母子保健

1. 母子保健の概要 〈こども家庭課〉

令和4年度の児童福祉法の改正や、令和5年度の「こども家庭庁」発足により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ「母子保健」と「児童福祉」の一体的な支援を行う体制整備が行われました。

この動きを受け、令和5年度より、こども家庭課に「母子保健事業」が再編され、母子保健班、こども家庭センター、各地域保健班において妊産婦や家族、子育て期の親等に対して、母子の健康づくりや育児不安の軽減を図るため、妊娠・出産・育児に関する啓発や健診、相談等、さまざまな母子保健事業を実施し、切れ目のない支援を行っています。

2. 妊娠届出及び母子健康手帳交付 〈こども家庭課〉

医療機関を受診して妊娠が確定したら早い時期に妊娠届を提出してもらい、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票等を交付し、各種制度や教室のご案内をします。

○妊娠届出数及び母子手帳交付状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	839件	814件	700件	709件	687件
手帳交付数 (追加交付)	847件	826件	705件	718件	699件

3. 妊婦・多胎妊婦健康診査、産婦健康診査 〈こども家庭課〉

妊婦健康診査(14回)、多胎妊婦健康診査(追加5回)の健診費用を健診受診票により助成します。また低所得の妊婦に対して、妊娠判定のための初回産科受診料を助成します。

産後には、産婦健康診査2回分(産後2週間と産後1か月)を助成します。

4. 妊婦等包括相談支援と妊婦のための支援給付金 〈こども家庭課〉

妊娠届出時から、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や情報発信等を通じて必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と、妊産婦に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「妊婦のための支援給付金」を実施しています。

○妊婦等包括相談支援

安心して出産・子育てができるように継続的に支援します。

妊娠届出時や妊娠中、出産後の面談や訪問を行うほか、妊産婦さんと一緒に子育てガイドを作成します。面談以外にも、随時の相談や訪問、子育てイベントやサービスの紹介等を保健師、助産師、地域の母子保健推進員が行います。

○妊婦のための支援給付金

妊婦認定を受けた妊婦に対して、2回給付します。1回目は、妊娠届を提出し、保健師・助産師等の専門職員が妊婦と面談を行った後、妊婦給付認定を受けた妊婦に対して5万円を給付します。2回目は、妊婦給付認定を受けた産婦が専門職員と面談を行った後、胎児の数を届出することで、こども一人当たり5万円を給付するものです。

5. 子育て支援ヘルパーの派遣 〈こども家庭課〉

産後6か月未満の乳児を養育している方で心身不調により育児や家事が困難で、援助をしてくれる人がいない方へ、ヘルパーが自宅にお伺いし子育てに対する相談、助言、育児や家事に関する支援を行っています。

最大25回まで利用でき、1回あたりは2時間未満です。

○利用料金 310円（＊1時間あたり料金 利用時間によって料金は異なる）

市民税均等割のみ課税世帯、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

○利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(実)	35人	33人	23人	21人	17人
利用回数(延)	523回	515回	300回	309回	226回

6. 産後ケア事業 〈こども家庭課〉

産後1年以内の母子で、産後ケア事業の内容について十分理解し利用を希望される方（流産・死産を経験された方、乳児を養育している養親・里親を含む）が、産科医療機関や助産所等で助産師等のサポートを受けることができます。ただし、宿泊型は産後4か月未満の母子が対象です。

○利用日数 宿泊型を6泊7日まで、通所型・居宅訪問型を通算して7日まで利用可能

○利用料金 無料 ただし、食費やミルク、おむつ代のほか、事業者が提供するオプションサービスは別途自己負担

○利用状況（※H30.7月より事業開始）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊型 利用者数 (延)(実)	13人(11)	12人(11)	6人(6)	9人(9)	10(9)
利用日数(延)	38日	42日	25日	27日	36日

7. 乳幼児健康診査 〈こども家庭課〉

乳幼児の発育、発達を確認し、病気を早期に発見するため健康診査費用を助成しています。1か月児、3か月児、7か月児、1歳児については医療機関での個別健診、1歳6か月児、3歳児については保健センターで集団健診を実施しています。

○受診状況

健 診 名	受診率(%)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 か月 児 健 診	98.3	95.9	95.1	93.9	95.3
3 か月 児 健 診	98.5	98.4	96.8	98.7	96.7
7 か月 児 健 診	98.2	96.8	95.4	98.1	95.0
1 歳 児 健 診	—	—	—	84.0	87.0
1 歳 6 か月 児 健 診	97.8	98.0	96.7	96.4	97.4
3 歳 児 健 診	97.5	96.1	95.5	95.7	94.5

※1 歳児健診は令和 5 年度より実施。

8. 個別保健指導事業（相談、訪問） 〈こども家庭課〉

出生数は減少傾向にありますが、相談件数は増加傾向にあり、電話や来所、訪問等により、個別の相談支援を行っています。

特に、「こんにちは赤ちゃん」事業では、生後 4 か月までの乳児のいるご家庭を訪問し、伴走型相談支援事業と合わせて支援を行っています。

○個別保健指導状況

区 分		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		実人数	延べ数	実人数	延べ数	実人数	延べ数	実人数	延べ数	実人数	延べ数
来 所 相 談	妊婦※1	899	966	868	884	753	760	743	813	734	735
	産婦	242	621	697	708	662	671	839	1,373	936	1,529
	乳児	417	809	441	1,049	498	1,232	531	1,116	427	1,026
	幼児	517	783	302	836	502	963	470	814	443	738
	その他	26	26	12	16	24	35	29	29	13	13
電話相談		—	1,669	—	2,139	—	2,322	—	2,414	—	1,808
相談 小計		2,101	4,874	2,320	5,632	2,439	5,983	2,612	6,559	2,553	5,849
訪問相談※2		1,188	1,614	1,280	1,658	1,311	1,865	1,351	1,693	1,327	1,541
合 計		3,289	6,488	3,600	7,290	3,750	7,848	3,963	8,252	3,880	7,390

※1 妊娠届時及び転入の妊婦に対する保健指導数を含む

※2 こんにちは赤ちゃん事業における新生児訪問指導と重複計上。また母子保健移譲事務の未熟児訪問指導を含む。

9. 集団母子保健指導事業（教室、乳幼児学級） 〈こども家庭課〉

妊娠・出産・育児に対する知識を普及啓発することで、不安軽減や子育て支援をしています。広報紙やパンフレットの活用、マタニティ、離乳食等の教室を実施しています。

10. 母子保健推進員 〈こども家庭課〉

子育てを応援するボランティアとして母子保健推進員が2歳までの子どものいる家庭を訪問して子育てに関する情報提供をしたり、地域の輪づくり活動を推進したりするなどの活動を通して、安心して子育てできるよう支援しています。

○母子保健推進員数 (各年4月1日現在)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	167 人	164 人	170 人	168 人	156 人

11. 不妊・不育治療支援事業 〈こども家庭課〉

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療や不育治療に係る費用負担の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

12. 発達相談 〈こども家庭課〉

子どもの成長・発達に関して、乳幼児健康診査で確認する機会を設けるとともに、随時相談に応じています。

また、5歳児（年中児）の保護者へ保育園や幼稚園を通じてアンケートを実施後、対象になる方へは発達相談会にて子どもや保護者、園への支援を行っています。

さらに、必要に応じて県の実施する発達クリニックや令和6年度から開始した市の発達相談会を利用、療育センターへの案内を実施しています。

13. 思春期保健対策 〈こども家庭課〉

中高生等に対して、妊娠・出産・子育てについての正しい知識を伝えるとともに、自身のライフプランを考えるきっかけとなるよう、学校と連携して思春期教室を実施しています。

○思春期の体験学習

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
6	255	6	288	13	1,005	17	1,263	14	790

14. こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） 〈こども家庭課〉

生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を対象に、母子の健康や育児についての相談、子育てに関する情報の提供を実施しています。

○こんにちは赤ちゃん訪問数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	733 人	776 人	713 人	666 人	649 人

15. 未熟児養育医療給付事業 〈こども家庭課〉

出生時の体重が 2,000 g 以下または身体の発育が未熟のまま出生し、指定養育医療機関での入院治療が必要な未熟児に対し医療の給付を行う制度です。

○未熟児養育医療給付事業申請数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請者(実)	91 人	92 人	86 人	72 人	84 人
申請者(延)	93 人	95 人	93 人	78 人	91 人

16. 新生児聴覚検査助成事業 〈こども家庭課〉

聴覚障害の早期発見と早期療育支援を図るために、家庭の経済状況に関わらず全ての新生児が新生児聴覚検査を実施できるよう、検査費用の一部を公費で助成し、受検者の経済的負担の軽減を図る制度です。

※令和 6 年度より実施

介護保険

1. 要支援・要介護認定者の状況 〈高齢者支援課〉

表 1 要支援・要介護認定者の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	要支援・要介護認定者	うち第 2 号被保険者
要支援 1	595 人	7 人
要支援 2	1,375 人	20 人
要介護 1	2,388 人	24 人
要介護 2	1,920 人	42 人
要介護 3	1,190 人	22 人
要介護 4	1,117 人	11 人
要介護 5	740 人	16 人
合 計	9,325 人	142 人

2. 介護保険サービスの利用者負担 〈高齢者支援課〉

サービスを利用した場合、実際にかかった費用の一部を負担します。原則として費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担し、9 割、8 割又は 7 割が介護保険から給付されます。(表 2)。

表 2 利用者負担の割合とその基準

利用者負担の割合	基 準
1 割	以下の①～⑤のいずれかに該当する者 ① 本人が市民税非課税 ② 本人の合計所得金額が 160 万円未満 ③ 本人の合計所得金額が 160 万円以上で、次のアまたはイの条件を満たす ア 世帯に第 1 号被保険者が本人しかいない場合で、本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 280 万円未満 イ 世帯に第 1 号被保険者が本人を含めて複数いる場合で、世帯の第 1 号被保険者の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 346 万円未満 ④ 生活保護受給者等 ⑤ 第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳までの方)

利用者負担の割合	基 準
2 割	以下の①または②に該当する者 ① 1 割に該当しない者のうち、本人の合計所得金額が 220 万円未満 ② 本人の合計所得金額が 220 万円以上で、次のアまたはイの条件を満たす。 ア 世帯に第 1 号被保険者が本人しかいない場合で、本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 280 万円以上 340 万円未満 イ 世帯に第 1 号被保険者が本人を含めて複数いる場合で、世帯の第 1 号被保険者の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 346 万円以上 463 万円未満
3 割	1 割及び 2 割の条件に該当しない者

3. 介護保険で利用できるサービスの内容、利用状況等 〈高齢者支援課〉

介護保険で利用できるサービスには、要介護と認定された方（以下「要介護者」といいます。）が利用できる居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援と、要支援 1・2 と認定された方（以下「要支援者」といいます。）が利用できる介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援があります。

また、居宅介護（介護予防）住宅改修費・高額介護（介護予防）サービス費・特定入所者介護（介護予防）サービス費等の支給を受けることができます。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者等が在宅で適切にサービスを利用するため、サービス計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

利用料は、居宅介護支援・介護予防支援のいずれも、すべて保険給付で賄われますので、要介護者等の費用負担はありません。

要介護者の方の場合、指定居宅介護支援事業所が居宅介護支援を行い、必要に応じて介護保険施設の紹介等も行います。

要支援者の方の場合は、地域包括支援センター又は、指定介護予防支援事業所である指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行います。（地域包括支援センターが介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業所に委託することもあります。）

(2) 居宅サービス・介護予防サービス

要介護者が在宅で利用できるサービスを居宅サービスといい、要支援者が在宅で利用できるサービスを介護予防サービスといいます。

居宅サービス、介護予防サービスを利用した場合、原則として、その費用の 1 割、2 割又は 3 割を要介護者等がサービス提供事業所に支払い、残りの 9 割、8 割又は 7 割は、国民健康保険団体連合会を通じて市からサービス提供事業所に保険給付として

支払われます（現物給付といいます）。

なお、居宅サービス、介護予防サービスには、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの一部と合わせて、保険給付を適用して利用できる1か月当たりの費用の限度額（以下「利用限度額」といいます。）が要支援・要介護度ごとに定められています（表3）。

表3 居宅サービス・介護予防サービス及び地域密着型
サービス・地域密着型介護予防サービスの利用限度額

要支援・要介護状態区分	利用限度額（月）
要 支 援 1	50,320 円
要 支 援 2	105,310 円
要 介 護 1	167,650 円
要 介 護 2	197,050 円
要 介 護 3	270,480 円
要 介 護 4	309,380 円
要 介 護 5	362,170 円

※ 居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、特定福祉用具購入、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等を除きます。

①居宅サービス

居宅サービスには（表4）のようなものがあります。居宅療養管理指導・特定施設入居者生活介護・特定福祉用具購入以外の居宅サービスの利用に当たっては、契約を交わした指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談いただく必要があります。

②介護予防サービス

介護予防サービスには（表4）のようなものがあります。介護予防居宅療養管理指導・介護予防特定施設入居者生活介護・特定介護予防福祉用具購入以外の介護予防サービスの利用に当たっては、地域包括支援センターと契約を交わしたうえで、ご相談いただく必要があります。

表4 居宅サービス・介護予防サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	ヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や一人暮らしの方の調理、洗濯などの生活援助を行います。生活援助は、利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合に利用できます。
訪問入浴介護	介護職員と看護師が居宅を訪問して、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
介護予防 訪問入浴介護	

サービスの種類	サービスの内容
訪問看護	疾患等を抱えている方について、主治医の指示によって、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
介護予防訪問看護	
訪問リハビリテーション	通院が困難な場合に理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して居宅での生活行為を向上させるためのリハビリテーション（機能訓練）などを行います。
介護予防 訪問リハビリテーション	
居宅療養管理指導	在宅で療養している方で、通院が困難な場合に、医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養生活を送るために必要な指導を行います。
介護予防 居宅療養管理指導	
通所介護	通所介護事業所で、入浴、排せつ、食事などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療施設等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
介護予防 通所リハビリテーション	
短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、その他日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
介護予防 短期入所生活介護	
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所して、医学的管理下での介護、その他日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
介護予防 短期入所療養介護	
特定施設 入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどの入居者に対し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や療養上の世話、機能訓練などを行います。
介護予防特定施設 入居者生活介護	
福祉用具貸与	国の定める基準に従い、車いすや介護ベッドなどの用具の貸与（レンタル）を行います。
介護予防 福祉用具貸与	
特定福祉用具購入	レンタルすることができないポータブルトイレやシャワースイスなどの福祉用具の販売を行います。 購入に要した費用（年間 10 万円まで）の 9 割、8 割又は 7 割を償還払いにより保険給付します。
特定介護予防 福祉用具購入	

(3) 施設サービス

要介護者が介護保険施設に入所し、必要な介護や日常生活上の支援等を受けることができるサービスです（表 5）。

介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院があります。

施設サービスを利用するにあたって必要な申込み等の手続は、要介護者又はその家族等が行うこととなります。

要介護者の利用者負担や現物給付による保険給付は居宅サービス・介護予防サービスと同様ですが、利用限度額といったものではありません。

表 5 施設サービスの概要

施設の種別	サービスの内容
介護老人福祉施設	いつも介護が必要で、自宅での生活が困難な原則要介護 3 ～ 5 の方に対して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援を行います。
介護老人保健施設	病院等の医療施設から家庭に復帰するため、病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方を対象に、医学的管理のもとで介護や看護、機能訓練を行います。
介護医療院	慢性期医療と介護の両方のニーズを持つ方を対象に、長期療養のための医療と日常生活に必要な介護を一体的に提供します。

(4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、要介護者等ができるだけ住み慣れた地域で必要なサービスを利用できるよう、平成 18 年 4 月から創設されたサービス類型です。

要介護者等の利用者負担や現物給付による保険給付は居宅サービス・介護予防サービスと同様ですが、利用限度額については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅要介護者・居宅要支援者が対象の認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護が含まれます。

① 地域密着型サービス

要介護者が利用できる地域密着型サービスには（表 6）のような 7 種類のサービスがあります。

このうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の利用に当たっては、契約を交わした指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談いただく必要があります。

その他のサービスの利用に当たって必要な申込み等の手続は、要介護者又はその家族等が行うこととなります。

②地域密着型介護予防サービス

要支援者が利用できる地域密着型介護予防サービスには（表 6）のような 3 種類のサービスがあります。

このうち介護予防認知症対応型通所介護の利用に当たっては、岩国市地域包括支援センターと契約を交わした上で、ご相談いただく必要があります。

介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に当たって必要な申込み等の手続は、要支援者又はその家族等が行うことになります。

表 6 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護福祉士や看護師等が、居宅を定期巡回訪問し、訪問介護、訪問看護サービスを行います。また、通報や電話などによる随時対応も行います。
地域密着型 通所介護	通所介護のうち、利用定員が 18 人以下の小規模なもの。 デイサービスセンター等に迎えて入浴、排せつ、食事などの日常生活の世話や機能訓練を行います。
認知症対応型 通所介護	認知症の方をデイサービスセンター等に迎えて通所介護を行います。
介護予防認知症対応型 通所介護	
小規模多機能型 居宅介護	スタッフ等が家庭を訪問して、又は要介護者等をサービス提供事業所に迎え、あるいは短期間宿泊させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。要介護者等は、利用登録が必要です。
介護予防小規模 多機能型居宅介護	
認知症対応型 共同生活介護	認知症の状態にある要介護者又は要支援 2 の方を対象に、数人で共同生活をする中で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行います。
介護予防認知症対応型 共同生活介護	
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	定員 29 人以下の特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）が入居者（要介護者）に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員 29 人以下の介護老人福祉施設において、自宅での生活が困難な原則要介護 3～5 の方に対して、入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の世話等を行います。

(5) その他

介護保険では、このほか、要介護者等が住宅改修を行ったときの費用に対する保険給付や、1 か月あたりの利用者負担額が一定額を超えないよう保険給付を行う高額介護サービス費・高額介護予防サービス費の支給、施設サービス等を利用した際に必要となる食費・居住費（短期入所サービスの場合は滞在費。以下「居住費等」といいます。）の自己負担額が低所得者層において一定額を超えないよう補足的給付を行う特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費の支給等があります。

保険適用に当たっては、いずれも、市に対して所要の手続が必要となります。

①居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修を行ったとき、その要した費用（要介護者等 1 人につき 20 万円まで）の 9 割、8 割又は 7 割を償還払いにより保険給付します。

要介護者に支給される居宅介護住宅改修費、要支援者に対して支給される介護予防住宅改修費に特段の違いはありませんが、いずれも利用限度額管理期間がないため、一度ないし複数回の保険給付により、要した費用額が 20 万円を超えるときは、その超えた額についてはすべて自己負担となります。

ただし、要支援・要介護状態区分が 3 段階以上上がった場合、又は転居した場合には、再度 20 万円まで保険給付の対象となる場合があります。

保険給付の適用を受けるには、改修工事の前に市に対して、所定の様式や添付書類による事前申請が必ず必要です。要介護者等は、市の承認を得たうえで工事に着手し、完了後、所定の添付書類により支給申請を行うこととなります。

②高額介護サービス費・高額介護予防サービス費

居宅サービス・介護予防サービス（特定福祉用具購入を除く。）、施設サービス、又は地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスを利用したとき、要介護者等が 1 か月間に支払った自己負担額（保険適用部分だけ。）が、所得等に応じた上限額（表 7）を超えた場合、その超えた額を保険給付として支給します。

高額介護サービス費・高額介護予防サービス費の支給を受ける場合には、償還払いであるため、市に対して申請手続が必要ですが、2 度目以降の支給については、申請手続は不要です。

表 7 高額介護サービス費等の自己負担額の上限額（1 か月当たり）

対象者	上限額
①生活保護受給者	①個人 15,000 円
②利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護受給者とならない場合	②世帯 15,000 円
③市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯 24,600 円 個人 15,000 円
○市民税世帯非課税で「公的年金等収入金額＋合計所得金額」が 80 万円（※1）以下である場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円

対象者	上限額
○市民税世帯非課税 ○利用者負担を 24,600 円に減額することで生活保護受給者とならない場合	世帯 24,600 円
①市民税課税世帯～所得約 380 万円（年収約 770 万円）未満 ②所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上～同約 690 万円（同約 1,160 万円）未満 ③所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	①世帯 44,400 円 ②世帯 93,000 円 ③世帯 140,100 円

※ 1 令和 7 年 8 月から 80.9 万円に変更されます。

③高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費

従来から、医療保険・介護保険で行われている月単位の自己負担軽減制度（高額療養費・高額介護サービス費制度）に加え、その軽減後も残る自己負担額をさらに軽減するものです。

世帯（基準日（7 月 31 日現在）に加入する医療保険のもの）で、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月まで）に負担した医療費と介護サービス費を合算した金額のうち他の軽減制度の対象とならない自己負担額が、年単位の限度額を超えた場合には、申請により高額医療合算介護サービス費等として支給されます。

④特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費

要介護者等が、施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）又は短期入所サービス・介護予防短期入所サービスを利用する場合に、介護に関する費用とは別に必要となる食費・居住費等は、原則として、自己負担によることとなっています。

特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費は、この自己負担額について、所得等の段階に応じて上限額を定め（表 8）、上限を超える額について現物給付によって補足的給付を行い、低所得者層の負担軽減を図るものです。

補足的給付の対象となる要介護者等は、市に対してあらかじめ所定の手続による申請を行い、介護保険負担限度額認定証の交付を受け、これを施設等に提示する必要があります。

なお、食費・居住費等のいずれか一方でも基準費用額以上の金額で施設等と契約した場合は適用されません。

表 8 施設利用時（短期入所を含む。）の食費・居住費等の負担限度額と基準費用額

（１日当たり）

（単位：円）

利用者負担段階		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階 ②	基 準 費用額	
対 象 者 ※ 1		生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人	市民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計が年間 80 万円（※ 5）以下の人 ※ 2	市民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計が年間 80 万円（※ 5）超 120 万円以下の人	市民税非課税世帯で左記以外の人等		
			かつ、預貯金等の合計額が 650 万円（夫婦は、1,650 万円）以下※ 3	かつ、預貯金等の合計額が 550 万円（夫婦は、1,550 万円）以下※ 3	かつ、預貯金等の合計額が 500 万円（夫婦は、1,500 万円）以下※ 3		
食 費		300	390 (600) ※ 4	650 (1,000) ※ 4	1,360 (1,300) ※ 4	1,445	
居住費等	ユニット型個室		880	880	1,370	1,370	2,066
	ユニット型個室的多床室		550	550	1,370	1,370	1,728
	従来型 個 室	老健・医療院等	550	550	1,370	1,370	1,728
		特養等	380	480	880	880	1,231
	多床室	老健・医療院等	0	430	430	430	437
		特養等	0	430	430	430	915

※ 1 対象者であっても、次に該当する場合は給付の対象になりません。

①世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合

※ 2 利用者負担段階は、合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計額で判定しています。

※ 3 65 歳未満の人の預貯金等の合計は、1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下となります。

※ 4 （ ）はショートステイ利用の場合の食費の費用額です。

※ 5 令和 7 年 8 月から 80.9 万円に変更されます。

4. 地域包括支援センター 〈高齢者支援課〉

本市では、高齢者支援課に基幹的機能を担う地域包括支援センターを設置し、また、地域を担当するセンターを担当地区ごとに配置しています（表9）。

地域包括支援センターは、要支援者等のケアマネジメントを行う介護予防支援事業者である一方で、地域支援事業の実施や高齢者の総合相談窓口等の役割を担いながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築・推進を行います。

表9 地域包括支援センターの設置場所等

担当地区	設置場所	電話番号
麻里布・東・装港・小瀬・柱島	室の木町 3-1-11	24-3781
川下・愛宕	牛野谷町 2-12-38	34-1577
岩国・平田・藤河・御庄・師木野・北河内・南河内	室の木町 3-1-11	24-3700
由宇	由宇町中央 1-10-11	63-3113
灘・通津	藤生町 1-17-26	34-1313
周東	周東町下久原 1208-1	84-3615
玖珂	玖珂町 4933-2	82-0368
錦・美川・美和・本郷	錦町広瀬 1067-1	71-0055

5. 地域支援事業 〈高齢者支援課〉

高齢者が、要介護（要支援）状態となる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域支援事業を実施しています。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成され、地域包括支援センターが中心となって計画的に取り組めます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、サービス・活動事業と一般介護予防事業で構成されます。

① サービス・活動事業

サービス・活動事業は、要介護（要支援）認定を受けて要支援1・2と判定された方、基本チェックリストを受けて生活機能の低下が見られると判定された方が利用できます。事業の内容は（表10）のとおりです。

表 10 サービス・活動事業の概要

事業の名称	事業の内容
第 1 号訪問事業	要支援者・事業対象者に対する訪問型サービス。①平成 27 年度以前の介護予防訪問介護に相当する身体介護・生活援助サービス②実施基準を緩和した生活援助サービス③住民ボランティア等の自主活動による生活援助サービスの 3 事業で実施。①②は原則現物給付。③は住民ボランティア等活動の支援。
第 1 号通所事業	要支援者・事業対象者に対する通所型サービス。①平成 27 年度以前の介護予防通所介護に相当するサービス②実施基準を緩和したサービス③住民ボランティア等の自主活動によるサービスの 3 事業で実施。①②は原則現物給付。③は住民ボランティア等活動の支援。
介護予防ケアマネジメント事業	要支援者及び事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身、環境などの状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスその他生活支援サービスのほか、一般介護予防やインフォーマルな生活支援サービスも含め、要支援者等の状況に合った、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行う。

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、概ね 65 歳以上の方が利用できます。事業の内容は（表 11）のとおりです。

表 11 一般介護予防事業の概要

事業の名称	事業の内容
介護予防把握事業	収集した情報を利用することにより、閉じこもり等に対する何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	地域において、介護予防などに関する講演会や教室などの開催やチラシ等の配布を実施。
地域介護予防活動支援事業	地域において、介護予防を自主的に行うグループの育成などを目的として、介護予防教室などの地域活動組織等の育成・支援を実施。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	地域の高齢者の社会的孤立感を解消し、生活の自立を図るため、高齢者が参加する各種大会等を支援。

事業の名称	事業の内容
高齢者生きがい対策推進事業	地域で組織された高齢者生きがいボランティアグループが、高齢者等に日常生活に関する軽度生活支援を行い、自立支援を図る活動に対し助成。ふれあいサロンの運営、サロンへの講師派遣等の支援。
地域リハビリテーション 活動支援事業	理学療法士・作業療法士が、地域で介護予防に取り組む活動に参加する高齢者への指導・助言や、地域ケア会議にてケアマネジメント支援等を実施。
介護予防・通いの場づくり事業	高齢者の介護予防となる通いの場の運営を行う住民ボランティア、NPO等に対して、運営費を助成。

(2) 包括的支援事業

表 12 包括的支援事業の概要

○地域包括支援センターの運営

事業の名称	事業の内容
第1号介護予防支援事業	要支援者等の自立に向けて具体的な目標を明確にしたうえで、適切なサービスを調整して、介護予防ケアプランなどを作成し、定期的に目標達成の評価を行う。
総合相談支援業務	高齢者の総合相談窓口として、地域のネットワークを通じて、地域の高齢者の実態把握、初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援を実施。
権利擁護業務	高齢者の権利擁護の視点から、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止など諸制度の活用を実施。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	医療機関を含む関係施設やボランティア等、地域のさまざまな社会資源との連携・協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築。介護支援専門員に対する相談及び支援。

○社会保障充実分

事業の名称	事業の内容
在宅医療・介護連携推進事業	岩国市地域包括ケア推進協議会において、本市の現状や課題等を把握するとともに、医療と介護に関する情報の共有化を図り、在宅医療・介護連携の推進に関する効率的な施策等の検討を行い、医療と介護の連携体制の構築を推進。
生活支援体制整備事業	介護予防・生活支援サービスを創出し、それらを提供していくため、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置。

事業の名称	事業の内容
認知症総合支援事業	認知症予防や認知症の正しい知識の普及啓発、相談体制の充実、早期発見、早期対応など、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるための事業を実施。関係機関との連携支援や相談業務等を行う認知症地域支援推進員や認知症の人や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置。認知症カフェの運営を支援。
地域ケア会議推進事業	個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークを構築し、地域課題への取組を推進して、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを推進。

(3) 任意事業

表 13 任意事業の概要

事業の名称		事業の内容
介護給付費適正化事業		要介護者等に適切なサービスを提供できる環境の整備や、介護給付費の適正化を図る。
その他 任意事業	成年後見制度利用 支援事業	判断能力の不十分な低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人への報酬の助成。
	住宅改修支援事業	福祉用具購入や住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言等。
	シルバーハウジング 生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）での高齢者の安否確認や生活相談等を実施するため、生活援助員を派遣。
	長寿いきいき 見守り事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、福祉員が訪問・見守り活動を行って、相談対応や安否確認等を実施。
	認知症サポーター 養成事業	講座の開催により、認知症対策の普及啓発や認知症に対する正しい知識を持ち、地域の認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーターを養成。
認知症高齢者等位置情報提供事業		はいかいを行う認知症高齢者等がGPS端末機等を携帯することにより、その位置情報を把握して、早期発見・早期対応につなげたり、必要に応じて、現地への駆け付けを行うサービスを介護家族等が利用することを支援。

6. 介護人材の確保

(1) 介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給事業

介護支援専門員の就労の促進、継続の支援のため、新たに介護支援専門員として市内の介護保険サービス事業所に就労している人及び介護支援専門員更新研修等を受講された人に支援金を支給しています。

(2) 介護福祉士就職支援給付金支給事業

介護福祉士の就労を促進するため、新たに介護福祉士として市内の介護保険サービス事業所に就労している人に支援金を支給しています。

(3) 介護職就職支援給付金支給事業

資格の有無を問わず介護職員の就労を促進するため、初めて介護職員として市内の介護保険サービス事業所に就労している人又は、過去に介護職員として勤務しており、離職後1年以上経過して介護職員として復職した人に支援金を支給しています。

7. 介護保険の被保険者と介護保険料 〈高齢者支援課〉

介護保険に加入する人（被保険者）は、65歳以上の人全員（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人（第2号被保険者）です。

(1) 第1号被保険者

① 保険料の計算方法

第1号被保険者保険料の額は、各市町村が条例によって定めます。この保険料の額は、3年ごとに見直すこととなっています。

本市の令和7年度の保険料の額は（表14）のとおりです。

② 保険料の支払い方法

老齢・退職・遺族・障害年金の額が年間18万円以上の人は、年金から天引きされます（特別徴収）。

それ以外の人は、納付書や口座振替等により個別に納めていただきます（普通徴収）。この場合、毎年6月から翌年3月までの10回で1年分（12か月分）を納めていただきます。

(2) 第2号被保険者の保険料の計算方法と支払い方法

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険（健康保険や国民健康保険等）の保険料として納めていただくことになっています。

例えば、給与所得者の健康保険の場合、その人の給与に応じて額を計算し、健康保険料と一括して毎月の給与から差し引かれます。

なお、国保世帯の第2号被保険者の保険料は、介護分として、所得割・均等割・平等割の3方式で計算し、国民健康保険の医療分、後期高齢者医療の支援分と合わせて支払うことになります。

表 14 岩国市の第 1 号被保険者保険料（令和 7 年度）

段 階	該当する人	年 額
第 1 段階	● 老齢福祉年金受給者 ● 生活保護受給者 ● 市民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額（長期・短期譲渡所得の特別控除額を控除した額。以下同じ。）から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間 80.9 万円以下の人	19,836 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間 80.9 万円を超え 120 万円以下の人	33,756 円
第 3 段階	市民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間 120 万円を超える人	47,676 円
第 4 段階	市民税課税世帯で、本人に市民税が課税されていない人のうち、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間 80.9 万円以下の人	62,640 円
第 5 段階	市民税課税世帯で、本人に市民税が課税されていない人のうち、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間 80.9 万円を超える人	69,600 円
第 6 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 120 万円未満の人	83,520 円
第 7 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 120 万円以上 210 万円未満の人	90,480 円
第 8 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 210 万円以上 320 万円未満の人	104,400 円
第 9 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 320 万円以上 420 万円未満の人	118,320 円
第 10 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 420 万円以上 520 万円未満の人	132,240 円
第 11 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 520 万円以上 620 万円未満の人	146,160 円
第 12 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 620 万円以上 750 万円未満の人	153,120 円
第 13 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 750 万円以上 1,000 万円未満の人	160,080 円
第 14 段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間 1,000 万円以上の人	167,040 円

※第 1 ～ 5 段階における「合計所得金額」は、これに給与所得が含まれる場合、当該給与所得については、給与所得の金額（給与所得と公的年金等雑所得の双方を有する場合の所得金額調整控除があるものは、その控除前の額）から 10 万円を控除して得た額（その額が 0 円を下回る場合は 0 円とする）により算定します。

8. 介護保険サービス提供事業所の種類と内容

※介護保険サービス事業所一覧は
こちらから→



* 居宅介護支援事業所 *

★介護を必要とされる方（要介護1～5の方）が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などに沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。（地域包括支援センターから委託を受けた要支援1・2の方のサービス計画を作成することもあります。）
★要介護認定を受けた方で、在宅サービスを利用したい場合は、まずはケアマネジャーにご相談ください。

* 介護予防支援事業所 *

★要支援者（要支援1・2の方）または事業対象者（※）の方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。
※市役所で基本チェックリストを受けた上で、地域包括支援センターが訪問・面談した結果、生活機能の低下が見られた方

* 訪問介護事業所 *

★ヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の身体介護や一人暮らしの方の調理、洗濯などの生活援助を行います。生活援助は、利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合に利用できます。
★要支援者及び事業対象者は、総合事業のサービスタイプ1又はサービスタイプ2を利用することができます。
※総合事業のサービスタイプ1は従来の介護予防と同様の訪問型サービスです。
※総合事業のサービスタイプ2は生活援助のみの実施です。

* 訪問入浴介護事業所 *

★介護職員と看護師が居宅を訪問して、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

* 訪問看護事業所 *

★疾患等を抱えている方について、主治医の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
※医療機関においても訪問看護を実施している場合があります。ご利用については、かかりつけの医療機関などにお問い合わせください。

* 訪問リハビリテーション事業所 *

★通院が困難な場合に理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して居宅での生活行為を向上させるためのリハビリテーション（機能訓練）などを行います。
※医療機関において訪問リハビリテーションを実施している場合があります。ご利用については、かかりつけの医療機関などにお問い合わせください。

* 通所介護事業所 *

★デイサービスセンターに通っていただき、入浴、排泄、食事などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
★要支援者及び事業対象者は、総合事業のサービスタイプ1又はサービスタイプ2を利用することができます。
※総合事業のサービスタイプ1は従来の介護予防と同様の通所型サービスです。
※総合事業のサービスタイプ2は緩和した基準による通所型サービスです。

*** 通所リハビリテーション事業所 ***

★介護老人保健施設や医療施設等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
★要支援者には特に、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上を行います。

*** 短期入所生活介護事業所 ***

★介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事、入浴、その他日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

*** 短期入所療養介護事業所 ***

★介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所して、医学的管理下での介護、その他日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

*** 特定施設入居者生活介護事業所 ***

★介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどの入居者に対し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や療養上の世話、機能訓練などを行います。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

*** 福祉用具貸与事業所 ***

★国の定める基準に従い、車いすや介護ベッドなどの用具の貸与（レンタル）を行います。

*** 特定福祉用具販売事業所 ***

★レンタルすることができないポータブルトイレやシャワースイスなどの福祉用具の販売を行います。
★別途申請により、購入した費用の9割分～7割分について介護保険から支給を受けることができます。
（支給対象となる金額の上限は、10万円/年度です。）
※必ず都道府県が指定した事業所で購入してください。

*** 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ***

★常時介護が必要で自宅での生活が困難な方が対象となる施設です。食事、入浴、排泄など日常生活上の支援を行います。
★原則要介護3～5の方に限りご利用いただけます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

*** 介護老人保健施設 ***

★病院などの医療施設から家庭に復帰するための施設です。
★病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象となる施設です。医学的管理のもとで介護や看護、機能訓練を行います。
★要介護1～5の方がご利用いただけます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

*** 介護医療院 ***

★長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。
★要介護1～5の方がご利用いただけます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

【地域密着型サービス】

※岩国市の被保険者の方がご利用いただけます。

* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 *

★介護福祉士や看護師等が、居宅を定期巡回訪問し、訪問介護、訪問看護サービスを行います。
また、通報や電話などによる随時対応も行います。
★要介護1～5の方がご利用いただけます。

* 小規模多機能型居宅介護事業所 *

★通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。
★要支援1、2および要介護1～5の方がご利用いただけます。

* 認知症対応型通所介護事業所 *

★老人デイサービスセンターなどにおいて、通所の認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

* 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） *

★認知症の方を対象に、数人で共同生活をする中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の支援や介護を行います。
★要支援2および要介護1～5の方がご利用いただけます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

* 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 *

★定員29人以下の介護専用型特定施設の入居者に対し、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。
★要介護1～5の方がご利用いただけます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

* 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 *

★定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者に対し、日常生活上の支援や機能訓練などの介護サービスを行います。
★原則要介護3～5の方に限りご利用いただけます。
※別途、食費・部屋代・日常生活費等がかかります。

社 会 福 祉 の 概 要

令 和 7 年 度

発 編	行 集	令和7年8月 岩国市福祉部（福祉事務所） 〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号 TEL (0827) 29-5070
--------	--------	---
